

第一百六十二回

委員の異動

辞任

尾立 源幸君

広田 一君

辞任

松岡 徹君

出席者は左のとおり。

理

委

司

【参議院】

内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行を議題といたします。

委嘱されました予算について順次政府から説明を聴取いたします。谷垣財務大臣。

○国務大臣(谷垣 一) 平成十七年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は八十二兆千八百二十九億四千万円となっております。

この内訳について申し上げますと、租税及び印紙収入は四十四兆七千億、その他収入は三兆七千八百五十九億四千万、公債金は三十四兆三千九百億円となっております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は二十兆千二百二十四億四千万円となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、国債費は十八兆四千四百二十一億四千万、政府出資は二千二百二十四億、予備費は三千五百億円となっております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

国債整理基金特別会計におきましては、歳入二百二十一兆七千二百一十一億四千万、歳出百九十一兆七千二百一十一億四千万となっております。

このほか、財政融資資金等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては予算書をごらんいただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

国民生活金融公庫におきましては、収入千九百七十八億四千万、支出千四百四十一億四千万となっております。

このほか、日本政策投資銀行等の各政府関係機関の収入支出予算につきましては予算書をごらんいただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

なお、時間の関係もございますので、既に配付しております印刷物をお持ちして詳細な説明に代えてさせていただきますので、記録にとどめてくださるようお願いいたします。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(浅尾 一郎) 伊藤内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(伊藤 達也) 平成十七年度における内閣府所管の金融庁の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

金融庁の平成十七年度における歳出予算要求額は百八十七億二千百万円となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、金融庁の一般行政に必要な経費としまして百四十六億六千万、金融機関等の監督等に必要な経費としまして六億七千五百百万、証券取引等監視委員会に必要な経費としまして三億五千万を計上いたしております。

以上をもちまして、平成十七年度内閣府所管の金融庁の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(浅尾 一郎) 以上で説明の聴取は終わりました。

なお、財務省所管の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(浅尾 一郎) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中島啓雄君 自由民主党の中島啓雄でございます。今日は、日銀総裁にも御出席をいただきました。お礼を申し上げますが、引き続き苦言を呈しては大変恐縮でございますけれども、三月九日の夜に

総裁が民主党の岡田代表らと夕食をともにしながら会談をしたという新聞報道がございました。昨年の十月二十八日には、当委員会において同僚議員からの質問で、木村剛さん編集のフィナンシャルジャパンという雑誌に登場されたことについての指摘があったというようなことで、もちろん、総裁がいろいろな方と意見を交換されるということとは結構でございますけれども、日銀の中立性を尊重するという意味からも、密室において何かをやっているといったような誤解を招くようなことは避けていただいた方がいいのではないかと、こう思っておりますが、三月九日の会談ではどのようなお話があったのでしょうか。

○参考人(福井俊彦) お答え申し上げます。

ただいま中島委員御指摘のとおり、民主党の岡田代表から、一度日本銀行と話し合って日本銀行の考え方もよく聞いておきたいという御要請がございました。これに答えさせていただきます。

具体的な会談の内容は差し控えてさせていただきますが、私も、世の中の識者、リーダーの方々、もちろん主義主張あるいは立場を離れて、一般的な情勢について意見交換をさせていただいたということは、私も物の考え方を形成する上に大変有意義だということに思っている次第でございます。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

まあ内容についてはそういうことだろうと思いますが、記事によれば、民主党さんは、日銀が採用する量的緩和策について、異常な政策であり、できるだけ早く正常な状態に戻すべきである、こういうような御主張をされたというふうに書かれておりますが、確かに今、金融緩和というのは異例な政策を取っておられるには違いありませんけれども、デフレはいまだ続いておりますし、十月・十二月の実質GDP、まあプラスになったとはいえないまだまだ躍り場的な景況状況、こういうことだろうと思っておりますので、二〇〇一年以来続いております日銀当座預金残高を積み重ねて緩和策を継続する、消費者物価指数の前年比上昇率が安定

的にゼロ以上となるまで継続するという方針は堅持すべきであると、こう思っておりますが、どういうお考えか。

最近、いわゆる売りオペの入札に際して札割れというような事態に関連してちょっと総裁なり審議委員等の発言にぶれがあるような感じもありますが、その辺の真意を伺いたいと思います。

○参考人(福井俊彦) お答え申し上げます。

経済情勢と金融システムの状況が徐々に良くなる、良くなりつつある方向と、このことはマーケットも広く認識が浸透しつつあるような感じでございます。まして、マーケットにおきまして、今委員御指摘のとおり、私どものオペレーションに対する市場の反応というものは微妙に変わってきている、これは事実でございます。

日本銀行は、御承知のとおり、市場においてオペレーションを施し、市場を通じて金融政策の効果を浸透させていくものでございますので、もちろん金融政策は経済理論を大きな背景に踏まえながらではございませんけれども、現実の市場の実勢の変化にはいつも十分注意を払っていかねばならないということでございます。

ただ、今委員御指摘のとおり、日本銀行の金融緩和策の基本スタンスは、いわゆる量的緩和の枠組み、これは金融機関に求められている所要準備額というものを大幅に上回る流動性を供給し続けるということでございます。この枠組みは消費者物価指数の前年比変化率が安定的にゼロ以上となるまで堅持すると、これは固い約束でございます。この姿勢に断固変更はございません。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

札割れというような事態が生ずると三十兆円枠というのを場合によっては少し欠けるような場合もあるかと思うんですが、やはり今必要なことは、デフレから一刻も早く抜け出して経済を本格的な回復軌道に乗せると、こういうことだと思っておりますので、当座預金残高以外にどういった手段でデフレ、景気回復ということを支えていくか、何か代替手段をお考えかどうか、お聞かせいただければ

と思います。インフレーションターゲットという
ような話もありますが、私はそろそろそういつた
ことも本格的に検討すべき段階に來たんではない
かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) まず第一に、市場の状況、
市場の実勢というものがこの先どういうふうに変
化していくかということをよく注目したいという
ふうに思います。

それとの関係で、技術的に当座目標残高の維持
が困難になるかどうかということは正確に判断し
なければいけません。そのことは今後の政策委
員会の中できちんと議論をして判断をしたい、い
ずれにしても、繰り返しになりますけれども、所
要準備額を極めて大幅に上回る流動性を供給し続
けると、この基本スタンスにはいささかも揺るぎ
がないという姿でいきたいというふうに思ってい
ます。

なお、この量的緩和政策は、景気の動きが少し
でも良くなり、金融システムの安定度合いが強ま
れば強まるほど実態的な緩和効果は強まるとい
うことでございます。

この強まった緩和効果をフルに、景気を持続的
な回復のパスに乗せ、そしてデフレから脱却させ
ると、この目的にフルに振り当てていきたいと、
これが基本姿勢でございます。更に追加的な措置
が更なる将来に向かって必要であるかどうか、こ
れは今後の政策委員会での検討事項でございま
す。現在のところは予断を持って臨んでおりませ
ん。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

次に、財務大臣にお伺いしたいんですが、今の
ような日銀のスタンスについて、二月二十一日の
衆議院の予算委員会において、これは別の年金か
何かの質問なんですが、財務大臣が、今みたいな
ときに金利がちょっとでも上がれば、日本経済は
耐えられないだろうというような答弁をされて、
これはむしろ海外において、フィナンシャル・タ
イムズは、丁重なる目覚まし時計、ボライト・ウ
エークアップ・コールと、こういう表現をして大

きく報道しておりますが、当面の金融政策に関
する財務大臣の見解、簡潔に、結構でございま
すから、お願いします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 金融政策については、
これはもう日銀の専管事項でございまして、今、
日銀総裁から御答弁があったとおりでございます
が、今、中島委員おっしゃいましたように、デフ
レが続いているような状況の下で金利があつ
と上がっていくというのは、これは私は景気に悪
い影響を及ぼすというふうに考えております。そ
れから、今多額の公債残高を抱えておりますので、
国債金利の上昇による利払い費の影響ということ
については、私どもとしてはこれはもう常に細心
の注意を払わざるを得ない状況にございます。

こういうことを踏まえまして、政府としては、
引き続き金利の動向によく注意していきま
すとともに、歳入、歳入両面からバランスの取れた
財政構造改革を推進して国債に対する信託を維持
できるようにしていくということではないかと思
っております。

○中島啓雄君 もう一つ、最近の報道に関連して
ですが、三月十日の参議院予算委員会では、これは
峰崎委員が外貨準備資産の運用が米国債に偏つて
いるのではないかとということに対して、総理が一投
資先を分散するということは、これは必要だと思
います。」と、さらっと答えられたものですからで
すね。日本の新聞はちよつと載つただけなんです
が、むしろ海外の、ニューヨーク・タイムズと
かフィナンシャル・タイムズで大騒ぎになって、
まあ火消しに追われたというような記事もござい
ました。

外貨準備の当面の運用の方針について財務大臣
にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 外為特会の外貨資産と
いうのは円買い介入をしたりするときの原資であ
りますから、その運用というのはもちろん安全な
ものでなきゃいけませんし、それから必要なとき
にはぱつと使えるような流動性というものが必要
でございまして、まず一番に考えるのはそういう

うことでございまして、その範囲内、そういうこ
とが前提で、その範囲内で、もちろん収益性も無
視するわけにはいかないねというのは我々の基本
的なスタンスでございまして。

それで、当面、どういう運用をしているのか、
運用の具体的方針は何かということになります
と、マーケットへの影響もありますので、具体的
なコメントは差し控えたいと思っておりますが、
現時点で、外為特会の外貨資産についてその通貨
構成を大きく変更していくなどという考え方は
持っておりません。

○中島啓雄君 ありがとうございます。まあこ
の辺は総理にも、よく補佐をしていただきたいと
思いますが。

ちよつと話題を変えて、本年度の予算編成に絡
んで、一月に「平成十七年度予算の後年度歳出・
歳入への影響試算」というのを財務省で出されま
した。内閣府でもいわゆる「改革と展望」の参考
資料という試算もございまして、ちよつとこれ、
前提がいろいろ異なつて比較がしにくい、こう
いうことなんです。財務省の試算も金利が二つ
ございまして、これはどういうことなんです
ございましょうか。

○副大臣(上田男君) お答えいたします。

今委員御指摘いただきましたように、財務省の
後年度影響試算では、金利二%という想定のはか
に、参考の試算といたしまして三%を想定したも
のでも財政の収支を計算させていただいておりま
す。

これは、平成十七年度の公債残高が五百三十八
兆円程度になるという見込みの中で、こうした債
務残高を踏まえれば、やはりその国債金利の上昇
というのが財政に非常に大きな影響を与え得る
というようなことから、その金利の動向を常に意識
をしていかなければいけないという観点に立ちま
して、この二%とする標準的なケースのほかに、
三%と置いた場合についても計算をさせていただ
いてるところで、提出をさせていただいて
るところでございまして。

政府として、こうした点も十分踏まえた上で、
持続可能な財政構造の構築に向けまして、まずは
二〇一〇年代初頭の国、地方を通じて基礎的財政
収支の黒字化を目指しまして、歳入歳出両面から
のバランスの取れた財政構造改革、更に強力に進
めていきたいと考えているところでございまして。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

金利一%の差で、財務省の試算でも二〇〇八年
度の歳出が四・七兆円ぐらい違つてくると、当然
三%金利の方が多いと。二〇一二年ごろには恐ら
く七、八兆というようなオーダーになると思いま
すので、今後の財政運営にとつて利子の動向とい
うのは非常に大きなファクターになつてくると思
いますが、金利をですね、内閣府は割と甘い計算
をやっているんじゃないかと思うんで、金利を政
策的にコントロールするということが簡単にでき
るのかどうか、ちよつとその辺の見解をお聞かせ
ください。

○国務大臣(谷垣禎一君) 長期金利をどうコン
ロールしていくかということでございますが、こ
れはやはり日銀総裁の専管でございまして、長期
金利を簡単にコントロールすることができません
。あれば、私は是非やってみたいと思つてござい
ますが、なかなかそんなものではないと思つてござ
います。私の立場として申し上げられることは、や
はり国債の長期金利というものがございまして、
その国債の長期金利がおかしなことになるという
ことは、つまり国債価格が下落するということ
でございますから、その国債価格をきつと、国債に
対する信託を維持して、そしてやっていくという
ふうには先ほどお答えをしたことに尽きるわけで
ございまして、その上で国債管理政策をきつとや
つて、市場のニーズであるとか、あるいは国債の
保有層を多様化していくとか、そういうことをき
ちつとやって、国債に対する信託を確保していく
というのが私のなすべきことではないかと思つて
おります。

○中島啓雄君 時間が参りましたので、日銀総裁
にお尋ねするのはもう省略させていただきます

が、いずれにしても、金利というのは簡単にはコントロールできないということで、今後、プライマリバランスを目指した財政政策をやっていくにしても、十分慎重な想定に基づいて計画し、将来、日本が安心と希望の持てる世の中になるように御努力いただきたいということを要望して終わります。

ありがとうございます。

○平野達男君 民主党・新緑風会の平野です。

今日は、主としてテーマを二つ設定させていただいております。一つは、政府は今、内需主導の緩い、緩やかな景気回復が行われているというふうに言っておりますけれども、本当にそれがどうか、本当にそうなのかということが第一点目。それから、平成十五年一月から十六年三月まで三十五兆円の介入がされていきますけれども、あれは一体何だったのかということについて、二点目ということとして掲げております。

まず、一点目の内需主導の景気回復、これの意味なんです。その前に、この内需主導の景気回復というのは本当かどうかということを検証する手段として、今日は、いわゆる貯蓄投資バランス、ISバランスということに着目しながらいろいろと議論をしていきたいなというふうに思っています。

そのISバランス、貯蓄投資バランスというのは一体何なのかということをもっと冒頭分かります。余り長く説明されても困りますので、分かりやすく、できるだけ短くちよつと説明いただければ有り難いと思います。

○政府参考人(飛田史和君) お答えいたします。

貯蓄投資バランスでございますけれども、日本経済全体の貯蓄額の総額から投資額の総額を差し引いた額でございます。これは概念上、海外に対する債権の変動と一致するわけでございますけれども、具体的には、推計は両辺で別々にやりますので統計上の不突合が発生いたします。したがって、SNA上の恒等式といたしましては、貯蓄投資差額と統計上の不突合の和が海外に対する

債権の変動というふうになっております。

○平野達男君 余り簡単過ぎて分かったかどうかちよつとあれなんです。ありがとうございます。

資料1で、数字が細かくて目がちらちらしてくるんですが、最後行ったところの、いわゆる貯蓄投資差額の部分がプラスであれば経常収支プラス、貯蓄投資差額がマイナスであれば経常収支マイナスという、そういう御趣旨だったと思うんですが、右側にちよつと、式1、式2、式3と書いてありまして、その一番下に、「式1に式2、式3を代入」と書いてありますが、ここをちよつと読ませていただきますと、民間貯蓄引く民間国内投資、これが民間貯蓄投資差額と言われるものです。それから、政府収入と政府支出、この差額が政府貯蓄差額と言われるもので、これが合わさってプラスであれば経常収支プラス、合わさってマイナスであれば経常収支マイナスという、こういう公式が成り立っているということですね。

さらに、この民間貯蓄投資差額なんです。上の表で見ますと、これは民間貯蓄の資料なんです。三つに分けてあります。非金融法人企業、いわゆるこれは製造業が主体だと思えます。それから金融機関、まあ銀行ですね。それから家計というふうになっております。これが一九八〇年から、これは貯蓄投資差額ということでグロスの数字をずっと推移を示しています。

一枚めくっていただきたいと思います。それを対GDP比の比率でプロットしたのがこの表です。これも内閣府の資料であります。

そこで、この表を見ていろいろ感想を伺いたいんですけれども、その前に、内需主導の景気回復というのはどういう状態をもつて内需主導の景気回復というのか、これをちよつと伺っておきたいと思えます。

○政府参考人(加藤裕己君) 内需主導、民需主導でございますが、民需主導という言葉は厳密な定義はございません。しかし、一般的には、GDPの経済成長率の中で個人消費や設備投資といった民間需要の増加寄与が相対的に大きいことを民需

主導と言っております。

今回、二〇〇一年からの景気回復におきましては、民間企業設備投資等々が経済を牽引しております。その意味では民需主導の経済回復となっていると考えております。

○平野達男君 今の答えは、民需の中にも家計部門と、まず、企業がまずあるとすれば、企業の設備投資が増えています。だからこれは民需主導だということに解釈したと、こういうことでしょうか。

○政府参考人(加藤裕己君) 個人消費もわずかながら増えてございます。個人消費もですね。個人消費、民間設備投資、両方でございます。

○平野達男君 一番近いデータで結構ですから、個人消費というのはどれくらい増えているんですか。

○政府参考人(加藤裕己君) 暦年ベースでございますけれども、成長への寄与率で見まして、〇二年が〇・三、〇三年が〇・一、〇四年が〇・九でございます。これは寄与度でございます。

○平野達男君 ちよつとよく分かりませんでした。もう一回教えてください。

○政府参考人(加藤裕己君) 経済成長への寄与度で換算してみまして、〇二年が全体でマイナス〇・三、経済成長の中で個人消費は〇・三の寄与をしております。プラスの〇・三ですね。それから、〇三年が一・四の経済成長率の中でプラスの〇・一の寄与度でございます。それから、〇四年が二・七の経済成長の中で〇・九%が民間個人消費でございます。

○平野達男君 その程度の伸びで本当に個人消費が伸びているかどうかというのはちよつと疑問であります。

先ほどもちよつと、質問に戻りますけれども、この資料2、これは二〇〇三年までしか残念ながらデータがないんです。ないんですけれども、この表を見てどういことが言えるか、これ財務大臣と金融担当大臣にお聞きしたいと思いますが、財務大臣からお願いします。何でも結構でございます。

ます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 何でも結構とおっしゃられますが、これは長い間、要するに国際的に見ても、かなり高い家計の貯蓄率が最近では少しこれが高齢化の傾向でやっばり落ちてきたんだろうと思えます。それで、これが法人部門や政府部門の投資超過を補ってきたけれども、それが大変変わった姿になるなど。企業部門は、だけれども、今度はその体質が強まってきたというのか、貯蓄超過になってきている。これも長い間の傾向と違うなというふうに思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 今財務大臣からお話があったわけでありまして、これを見て金融行政上どう思うかということでもあります。この中には必ずしも表れていないのかもしれないが、恐らく、委員のこうした御質問の背景の中に、政府は景気が回復をしてきているというふうに出てくるけれども、金融機関の企業に対する貸出しというのは伸びてきているのかと、そういう点から見ると、やはり増加をしてきていないか、そこに対するやはり問題意識というものをしっかりと持つべきではないか、そういう観点がありではないかというふうに思います。

私も、こうした背景を考えた場合に、不良債権のオフバランス化が進展をしていく、あるいは債権が流動化していく、様々な要因がその背景にはあるのかというふうに思いますが、その一つの要因として、GDPに占める企業の貸出し等を含めたその貸出しの総額を見ますと、七〇年代は大体七〇%であったものがバブルのときにこれが一〇〇%を超えて、そして現在は八二%ぐらい低下をしてきたわけでありまして、企業部門においては、やはりいまだ、借金を返していくと、そういうマインドといいますか、そういうスタンスというものがまだ維持されているのではないかとこのように考えます。そうした中で、資金需要を本格的に回復していくということが今後の課題として私はあるのではないかとこのように思っています。

そうした現状の中で、金融面において大変重要なことは、金融をめぐるフェーズというものが、不良債権問題をめぐる緊急対応から、これからは、やはり利用者のニーズに的確にこたえた活力ある金融システムというものを構築をして、そして企業部門から生じる資金需要にやつぱり的確にこたえていく、そういう金融システムを構築していくことが極めて重要でありますので、そうした問題意識の中から金融改革プログラムを策定をさせていただき、その諸施策というものを着実に実施をしていかなければいけないと考えているところでございます。

○平野達男君 どうもありがとうございます。
今、金融担当大臣が言われた企業の部分なんです、確かに、もうこれはこの図を見ますとはつきりしているのは、かつては貯蓄、家計部門の貯蓄過剰部分は全部企業に回っていたと。それが今、企業は銀行、金融機関からお金を借りなくなつて、内部留保もしくは借金の返済に充てているかもしれないませんが、貯蓄過剰になっているというそういう状況です。しかも、過去、最近二、三年の状況を見ますと、家計部門の貯蓄過剰の幅はちよつと狭まっていますが、家計部門、それから製造業、それから金融部門、この三つの、その三つですね、三部門が全部黒字なんです。それから、あともう一つ大事なものは、政府系の赤字、これはもうこれからはもう増やせない。

そういう中で経済規模を維持しようと思えば、どうしても経常収支は黒字黒字になるんですね。経常収支の黒字というのは、ちよつと後でまたいろいろ出てきますが、これは貿易・サービス収支と基本的には所得収支の足したやつ、大きな要素はその二つなんです。結局何かといいますと、経常収支が黒字ということは、要するに輸出が伸びなくちゃならないということですね。この図でどこを見て内需主導と言うんだらうかと。構造的に見たら、基本的に日本の経済というのはもう外需主導になっているんじゃないかと。だから、この企業が、企業も内部の、自分たちでもうファイ

ナンスできちやう。

それから、家計部門は、繰り返しになりますけれども、確かに今雇用者総報酬が減っている。それから、少子高齢化という中で高齢者の方々が自分の貯蓄を崩していますから、崩しながら生活している人も出てきています。こういう形で確かに貯蓄の幅は減っているんです。減っているんですが、今しばらくは三部門は多分黒字続くんですよ。じゃ、黒字はどこに行くかといえば、基本的にこれ輸出でサポートしなくちゃならない。

どこをどう見たって、繰り返しになりますけれども、内需主導の緩やかな回復なんというのはいえないと思いますよ。どうでしょうか、政策統括官。

○政府参考人(浜野潤君) 先ほど申しましたように、一般的には、実質GDP成長率に対する民間需要の寄与がどうかということで民間需要主導型というふうに申しております。それから、内外需別の寄与度を見て、内外需のどちらのウェイトが大きいかということで内需主導かどうかということを見ております。そういうふうに申し上げたところでございます。

○平野達男君 念のために、内外別と言いましたけれども、じゃ、その内外のその数字をちよつと教えていただけます。

○政府参考人(加藤裕己君) 先ほどの経済成長の関係で申しますと、○三年に一・四％の経済成長をしまして、外需が○・六、内需が○・八でございます。それから、○四年が二・七の経済成長で、一・九が内需、○・八が外需でございます。

○平野達男君 数字的にはそういう数字だということなんですけれども、私は、日本の今の経済構造というのは、こういうふうなマクロ経済収支の観点から見ると、どうしてもやつぱり外需に向かつていかざるを得ないということだろうと思えます。

それで、この間の本会議で、私はブラザ合意のことからずつという御質問させていただきまして、私基本的にはこの外需に頼らざる

を得ないという日本の経済構造というのは全く変わっていないんじゃないかというふうに思うんですが、これについて改めて、今日はちよつと総理いませうけれども、財務大臣と金融担当大臣に、これは通告申し上げておりませんが、感想で結構ですから、ちよつとお願ひしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほどこの表を見て、それぞれの点線が何を意味するのか理解するのが精一杯だったものですから十分な答えができません。国が最大の資金の取り手であつて、企業部門もむしろ貯蓄過剰であると、こういうことになっているのは、私は、余りその図表の上ではつきり表れておりますので、ある意味でもう鮮明な、何か目の覚めるような気がしながら拝見させていただいたんですが。

ちよつと委員の御質問とずれるかもしれませんが、企業部門がこういうふうな貯蓄過剰になってきているというこの背景には、いわゆる三つの過剰というふうなものを克服してきたと、それなりに解消してきたということもあると思いますし、企業の収益構造が良くなってきたということもあつて、いい指標ではないとは言えない面があると思います。

それから、やつぱり企業も、国際化の中で競争が激しくなると、やはり投資というふうなもの、企業行動の中の非常に投資の効率性というのは大事な要素になってまいりますから、そういう意味では、こういう構造の中で企業が更に良い行動をしていくということもできる、全く否定的にとらえるばかりではないんじゃないかと思ひます。

その上で、先ほど申し上げたことを、国が最大の資金の取り手となっているというのは、この図表で見ますと、やつぱりバブルがはじけたところからずつとそういう構造が顕著になって、一九九〇年代の終わりごろから基盤はつきりしてくるわけでございますけれども、私どもが今構造改革ということでは公

的部門が余り資金の取り手である、取り手であり過ぎるという体制を何とかもう少しスリムなものにしていくことによつて変えていこうとしているわけでございます。これを見るとまだまだやるべきことは多いなど。ちよつとお答えになるかどうか分りませんが、そういうふう感じております。

○国務大臣(伊藤達也君) 今財務大臣がお話しになられましたように、やはりここから読み取れるその一つのメッセージとしては、先ほどお話をさせていただいたように、企業部門としては、やはり今まで抱えてきた三つの過剰、これを是正し、解消していくための努力がされてきたと、そして、まだその努力というものを維持していかなければいけないスタンスというものが残っているということと、それと、先ほど少しお話をさせていただいたように、資金需要というものを十分に回復をしていく、そういう課題というものがあつたというところを私どもとしてやはり考えていかなければいけないのかなというところを思っております。

こうした問題にやはり適切に対応していくためには、一つには、企業において、やはりこれから中長期的に企業価値というものを高めていく、そのために積極的な設備投資でありますとか、あるいは雇用に取り組んでいくと、雇用の増加に取組んでいくということがやはり重要なことだということふうに思ひますし、また政府といたしまして、これは私の直接の所管ではありませんけれども、知財戦略でありますとか、あるいはe-Japan戦略でありますとか、規制緩和でありますとか、需要創出型の構造改革というものを積極的に進めていく、攻めの構造改革というものを進めてこれから日本の経済の成長基盤というものをしっかりとつくりつていくと、そのことが極めて重要でありますから、そうした諸施策というものを展開していくことがとても重要ではないかというふうに思っております。

さらに、金融行政的に言えば、やはり家計の金融資産の選択、この幅が広がっていくということ

が非常に重要でありますので、家計が安心して様々な金融商品やサービスというものが選択できるような環境を整備していくために金融行政としての取組というものをしっかりと進めていかなければなりませんし、また、国債市場に見られるようなリスクフリーの市場だけではなくて、リスクの高い株式市場を始めとした各市場の活性化という問題も今後の日本経済の再生にとつては非常に重要なことでありますので、そうした市場の活性化に向けた取組というものを引き続き進めていくことが重要だというふうに思います。

○平野達男君 私、あとの図見て一つ気になるのは家計部門なんですけども、いざこれから高齢化が進むという中では、何年か、何年か先は分かってきませんが、貯蓄投資バランスがマイナスになってくる可能性があるということですね。そのときに日本経済がどういう状況になってるんだらうかということなんです、まあこれはまた別途いろいろ機会を改めて議論をさせていただきたいと思いますが、そういう状況というのは日本経験したことないんです、今まで。だから、そういったことも頭に入れたやっぱマクロ経済運営といいますが、そういったものをやっていくか、なかなかないんじゃないかなという、そういう気が強くなります。

それから、これ金融担当大臣にお伺いしますけども、企業が今貯蓄過剰になっている、この状況というのは一時的な状況なのか、それとも当分続くというふうに見るのか、これはどのような考え方を、御感想をお持ちでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 企業の設備投資の動向、これは経営判断によって左右されることもございますので、私の立場として将来にわたる長期的な動向について確たることを申し上げることは困難だというふうに思っておりますが、先ほどお話をさせていただいたように、企業においてはまだまだやはり借金を返していくと、そうしたスタンスというものが維持されている状況だというふう

に思いますし、また設備投資についても、やはりローの中で設備投資をしていくという傾向があるのではないかとこのように思っているところでございます。

しかし、そうした中でも、企業においてはやはり中長期的に企業価値を高めていくために積極的に設備投資に取り組んでいくと、あるいは雇用の増加に取り組んでいくということは極めて重要な課題であらうというふうに思っておりますので、そうした中で資金需要というものが創出されていく、そのことに対して的確に金融システムがこたえていけるように今後の金融行政というものを進めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○平野達男君 私は、企業というのは一時やっぱり相当のお金を借り入れたと、で、大変な思いして借金をしているということから、もう場合によつたらもう二度と要するに借金はしたくないと思つてくるかもしれない。だから、そしてしかも、今金融担当大臣は明確な見通しをしませんでしけれども、この企業の動向がどうなるかによつてこれから金融情勢変わつて、金融行政が変わつてくるはずなんです。企業がずうっとこのまま自分たちのキャッシュフローの中で要するに資金を調達、資金繰りをやっていくということであれば、じゃ銀行のお金はどこへ行くんだらうかと、地方の金融機関はどうなるんだらうかと、そういうことを考えにやいかぬわけですよ。だから、私はさっきの答弁はちよつと納得できないんですね。

これから五年後、十年後の、そのチームで資金繰りを考えたときにどうなるかということとは、もう繰り返すになりますけども、これからの金融行政をいろいろ考える上において一つの有力な判断材料というよりも、判断した上で臨まなければならぬということじゃないでしょうか、もう一度御答弁お願いします。

○国務大臣(伊藤達也君) だからこそ今政府とい

たしましては本格的な資金需要というものをこう回復していくために様々な構造改革に取り組んで

いるわけでございます、知財戦略でありますとか、あるいはe-Japan戦略、規制改革の取組というのは、正にそうした構造改革の取組だというふうに思っております。

例えばe-Japan戦略の中でブロードバンドの環境を国際的にも最高水準のものを実現をしていくという取組を進めてまいりました。このことによつてデジタル家電という新しい市場が創出をされて、その中でニュービジネスやベンチャービジネスというものも起きてきたわけであり

ます。そうした中で生じる資金需要に対して金融システムというものが的確にこたえていくことが極めて重要でありますし、また、今まで金融機関というものは不良債権問題が企業経営にとつて極めて大きな足かせになっていたわけであり

ます。こうした中で生じる資金需要に対して金融システムというものが的確にこたえていくことが極めて重要でありますし、また、今まで金融機関というものは不良債権問題が企業経営にとつて極めて大きな足かせになっていたわけであり

ます。こうした中で生じる資金需要に対して金融システムというものが的確にこたえていくことが極めて重要でありますし、また、今まで金融機関というものは不良債権問題が企業経営にとつて極めて大きな足かせになっていたわけであり

ます。こうした中で生じる資金需要に対して金融システムというものが的確にこたえていくことが極めて重要でありますし、また、今まで金融機関というものは不良債権問題が企業経営にとつて極めて大きな足かせになっていたわけであり

ます。こうした中で生じる資金需要に対して金融システムというものが的確にこたえていくことが極めて重要でありますし、また、今まで金融機関というものは不良債権問題が企業経営にとつて極めて大きな足かせになっていたわけであり

ます。こうした中で生じる資金需要に対して金融システムというものが的確にこたえていくことが極めて重要でありますし、また、今まで金融機関というものは不良債権問題が企業経営にとつて極めて大きな足かせになっていたわけであり

ます。こうした中で生じる資金需要に対して金融システムというものが的確にこたえていくことが極めて重要でありますし、また、今まで金融機関というものは不良債権問題が企業経営にとつて極めて大きな足かせになっていたわけであり

ます。こうした中で生じる資金需要に対して金融システムというものが的確にこたえていくことが極めて重要でありますし、また、今まで金融機関というものは不良債権問題が企業経営にとつて極めて大きな足かせになっていたわけであり

て、それで株主総会に行つて、内部留保が一杯た
まってるじゃないか、配当もつと出せというこ
とで、配当を引き出せば株価が上がります。上がっ
た段階でキャピタルゲインが出ますから、そこで
株価を売って、それでそのキャピタルゲインを得
るという、要するに外資が得意とする方法だとい
うことを言う方もいます。

実は、こういう状況というのはTOBが仕掛け
られる状況に限りなくいい条件を作り出している
んじゃないかという感じがするんですが、そうい
う認識はお持ちになりませんか。

○国務大臣(伊藤達也君) 今委員が御紹介され
た議論があることは承知をいたしておりますけれ
ども、株価の変動の要因をやはり特定していくとい
うことは困難ではないかと。その中で、例えば今
委員が御指摘をされた配当性向を高めることが株
価の上昇要因の一つとなる場合もあるものと、そ
の点については考えられるというふうに思いま
す。

しかしながら、どのような企業が買収されやす
いのかといった点については、これは外資、内資
にかかわらず、御指摘の配当性向だけではなく、
企業の手元流動性でありますとかあるいは株価水
準、事業内容や業績等、様々な要素から判断され
るものと考えております。

いずれにいたしましても、私どもといたしまし
ては、株式市場の動向については今後とも十分注
視をしていきたいというふうに思います。

○平野達男君 後で為替のときに図を使いたい
と思つたんですが、資料4をちょっと見ていただ
きたいんですが、二〇〇三年、二〇〇四年の
株価の推移の状況を見ますと、二〇〇四年とい
うのは一万二千のライン上に出ていませんが、一
万一千円ぐらいでしょうか、この水準を上下して
いるという、こういう状況ですね。片一方でその内
部留保が増えているという状況の中で、私の質問
はTOBが仕掛けられやすい状況になっているん
じゃないですかという質問をしているわけです。
そうでないというならそうでないというあれでも

いいです、答えて結構です。

○国務大臣(伊藤達也君) 先ほどもお答えをさせ
ていただきましたように、一つの要因をもつてT
OBが仕掛けられやすいか、やりにくいかなとい
うことではなくて、様々な要因があるんじゃないか
というふうに思います。

先ほど委員が御指摘をされたように、配当性向
の問題だけではなくて、やはり企業の手元の流動
性の問題でありますとかあるいは株価水準であり
ますとか事業内容や業績、様々な要素からやはり
判断されるところがあるんじゃないかというふう
に思っております。

いずれにいたしましても、私どもとしては市場
の動向というものを注視をしていきたいというふ
うに思います。

○平野達男君 いずれ、つい最近まで持ち合い株
とかと言われまして、お互いが株を持ち合つてま
あ仲良くやっていきましたという状況があつた
と。それが今いろいろな政策を通じて持ち合い株
の解消がなされていまして、言わばこれからはだ
れが入つてきてもいいというふうな、そういう状
況になつてきているわけです。

そういう中でこういう企業部門の貯蓄過剰が進
んでいるというところは、やっぱりかなりのいろん
な、これらの金融行政を考えるに当たつて、あ
るいは証券行政を考えるに当たつて、重要な警告と
いいますか、十分注視して見なくちゃならない状
況だと思ひますよ。そこも多分分かつておられる
んですけれども、なかなか返事を、答えづらいと
いう話かもしれません。

それからもう一つ、これ通告していたかどうか
分かりませんが、先ほど個人消費が若干伸びてい
るという話がありました。これから雇用者総報
酬も伸びれば個人消費も伸びるんじゃないかとい
うような答弁もこの間の本会議でちょっとあつた
ように思います。

だけれども、私本間に、雇用者報酬が仮に伸び
たとして、個人消費が本間に伸びるかどうかどう
か、伸びるのかどうか、私は本間に大きな疑問を

持つています。何でかといいますと、やっぱり多
少の余裕が出てきたらまた貯蓄に向かうんじゃない
かと。だから、その一点においてもやはり内需
主導というのは、少なくとも個人消費の部分には
期待できないんじゃないかという感じがします
し、それから、また繰り返しになりますけれども、
三部門の貯蓄過剰が続く段階においては、私は
やっぱり外需主導と言つた方が実態により近いん
じゃないかなというところを最後に申し上げて、一
点目のテーマを終わりたいと思います。

そこで二点目は、今の貯蓄と投資バランス上の
結果出てくる経常収支の話に移っていきます。経
常収支に絡めて為替取引の話にちよつと入つてい
きたいと思ひます。

それで、資料の3をちよつと見ていただきたい
と思ひます。

これも、今日、大学の講義みたいで申し訳ない
んですが、その表の中の経常収支と資本収支それ
から外貨準備増減というのがありまして、今まで
ずっと経常収支の話をしてきましたが、この経常
収支を軸に国際収支を見るといろんなことが、面
白いことが出てきます。

そこで、まずこの経常収支と資本収支、外貨準
備増減、プラス誤差脱漏イコールゼロというこの
恒等式の意味について、荒唐無稽なんという説明
はないと思ひますが、分かりやすくこれも、素人、
私も素人ですから、説明していただきたいと思ひ
ます。

○政府参考人(井戸清人君) 御説明申し上げま
す。

国際収支は、IMFの国際収支マニュアルに従
いまして、複式簿記の原則に基づいて作成されて
おります。したがって、一つの取引について
同額を貸し方と借り方、この双方に計上してお
るわけでございます。すなわち、対外資産の減少あ
るいは対外負債の増加、これはプラスと。それか
ら、対外資産の増加又は対外負債の減少、これは
マイナスの符号で記録されております。

もう少し具体的な例で申し上げますと、例えば、

一億円の財を輸出いたしました場合には、実物資
産の減少として経常収支にプラス一億円と、こう
記録をいたします。同時に、輸出代金の受取を金
融資産の増加といたしまして資本収支にマイナス
一億円と、こういう記録をするわけでございます。

これ、今の資料3の恒等式で申し上げますと、
この経常収支のところプラス一億円、それから
資本収支がマイナス一億円となりますので、必ず
常に、まあネットアウトといえますが、ゼロにな
る形になっているわけでございます。

同様に、貿易取引、金融取引、それぞれにつ
きまして、経常収支、資本収支、外貨準備増減の
間で必ずあらゆる取引がゼロになるように調整され
ますので、誤差脱漏を含めまして、この経常収支、
資本収支、外貨準備増減と誤差脱漏の合計とい
うのは常にゼロになると、こういう形になってお
ります。

○平野達男君 その資本収支がマイナスになると
いう意味をお金の流れでいくとどうなるんです
うか。

つまり、アメリカに一億円の輸出をしましたと
その支払代金の一億円は日本に残るのか、またア
メリカに還流されるのかという、そういう、まあ
問いが正しいかどうか分かりませんが、そのお金
の流れからちよつと説明していただけますか。

○政府参考人(井戸清人君) これ、なかなかマイ
ナスになるところが理解しにくい面がある
んだと思うんですが、例えば、日本の企業なり個
人が海外からお金を借りると、このお金が入つて
きて、国内にその部分外貨がたまるといふ形にな
りますので、そういう意味においてこれを、お
金が入つてまいりますが、マイナス、資本勘定で
はマイナスという形で記録いたします。

○平野達男君 マクロ経済の教科書によると、経
常収支の裏側に資本収支があつて、経常収支がプ
ラスであれば資本収支がマイナスという、ほかの
要素がなければこの等式が成り立つというの
は分かります。

ただ、結局、黒字ということ、その部分の出

たお金が要するにどこに行くかということになると、国内に残るといふわけじゃなくて、その部分はまだ海外に出ていくというふうな理解でよろしいんでしょか。

【委員長退席、理事若林秀樹君着席】

○政府参考人(井戸清人君) 海外に出ていく場合もあるかと思いますが、例えば、この外貨を国内で、銀行、何といいますか、銀行が日銀に売却いたしますと、外貨準備の方が増えて、他方、国内の民間部門が持っている外貨が減ると、こういう形の場合もございます。

○平野達男君 それで、資料3をちょっと見ていただきますんですが、これには一九九六年から二〇〇四年までの経常収支、これ経常収支は貿易・サービス収支と所得収支が大きな要素なんです。が、内訳と資本収支、それで外貨準備増減ということと誤差脱漏ということの推移を示してござい

ます。

ここで非常に特徴的なことは、資本収支は二〇〇二年までは赤字なんです。二〇〇三年、二〇〇四年に黒字に転じるんですね。これはたしか一九八六年からこの統計を取り始めた、あるいは八五年だったかもしれませんが、統計を取って以来初めてのことでございます。しかも、この年に外貨準備増減のマイナス付いていますが、マイナス幅が非常に多くなっている。これは要するに為替介入がされたということなんです。この資本収支が黒字になったというのは、分かりますか。言えどいうことなんですか、先ほどの話からいいますと。

○政府参考人(井戸清人君) これは、先ほど申しましたように海外から資本が入ってまいりました。プラスになりますので、海外からお金が入ってきた、あるいは、若しくは海外、国内にあります銀行、民間部門が持っている外貨が減って外需が増えるという形になれば、当然この部分はまた黒字が、プラスが増えるという、これはなかなかちよつと理解しにくいかと思うんですが、IMFのマニュアル上こういう計算をするということ

になっておりますので、そういう計算を行っているわけでございます。

○平野達男君 何度聞いても分かりませんね。分かりませんけども、ちよつと話を進めます。

日銀の二〇〇三年の国際収支動向速報が出ています。この中に、二〇〇三年に、先ほど言いましたようにかなりの資本収支の黒字が出るわけなんです。で、こういう書き方しているんです。「資本収支は、外貨準備の増加に対応した非居住者の余資が本邦に対するその他投資や証券投資として流入したことなどから、現行公表項目での統計が存在する一九八五年以降、一九八五年以降です。」「初の黒字(ネット流入超)となった。」と書いています。

これはどういうことなんですか。つまりは、先ほどの話からすると、日本に対する投資がネットが増えたということ、そういう理解でよろしいんですか。

○参考人(平野英治君) お答えいたします。

その前に、今、井戸局長が御説明をされました国際収支の恒等式に沿って二〇〇三年、先生が配りになっておられます表の二〇〇三年、二〇〇四年で大体どういうことが起こったのかということを確認させていただきたいと思ひます。

国際収支統計の恒等式によりますれば、二〇〇三年、二〇〇四年ともに経常収支が黒字なわけでございますが、その下で、御指摘のように外貨準備増減、これは大幅な赤字になっていることは、これは外貨準備が増えたということでございます。これは大幅な赤字になりますと全体の収支じり、これは定義によりゼロでございますので、資本収支が黒字になる必要がある、こういうことでございます。

こうした関係は、実は国境を越える実には様々な取引の結果として言わば事後的に成立する恒等式ということでございます。したがって、統計を構成する個々の勘定の間の因果関係を示すものではありません。

先生が今御指摘されました日本銀行の論文のく

だりにつきましては、これは二〇〇三年中の外貨準備の動き、つまり外貨準備が大幅に増えたという動きと資本収支の動き、実は資本収支が黒字になったという動きに関する一つの事後的な解釈を示したものでございます。

つまり、非居住者が例えば本邦への投資のために円資金が必要になるわけでございますけれども、その円資金の調達方法については様々な経路がありまして、実はどこでどういうふうに通調したのかは分かりません。しかし、その一部と、つまり非居住者が本邦への投資のために必要とした円資金の一部と外貨準備の増加、すなわち本邦当局による円売りドル買いを通じた円の投入が対応しているという見方も実は事後的には可能ではないかということでもあります。

こうした可能性を踏まえまして、外貨準備の増加に対応したという表現を使わせていただいたわけでございます。

○平野達男君 今の答弁の後半の中で、為替介入の影響があったというふうな答弁だったと思うんですが、そういう理解でもよろしいでしょうか。それ全部じゃなくて、少なくともそういう影響はあった。

○参考人(平野英治君) 先生にこれちよつと確認をさせていただきたいんですけど、影響があったというのは、資本収支の動きについて影響があったと……

○平野達男君 そうです、そうです。

○参考人(平野英治君) 影響があったという点を因果関係としてとらえますれば、そこは必ずしも判然としないことだと思ひます。ただ、その動きといたしまして、例えばその外貨準備の増加、すなわちその介入の結果投じた円が外国投資家、非居住者の本邦資産を買ったために使われた円に対応していたと見ることが可能であるということとを申し上げているわけでありませう。

○平野達男君 そこで、今度は為替介入の話なんです。平成十五年の一月から十六年の三月まで三十五兆です。三十五兆というお金は国家予算の

半分近くです。それで、今までの為替介入はこの資本収支が黒字になるぐらいの、結果としてですね、黒字になるような、恒等式の結果として黒字になるようなところまでの介入はされていません。この二〇〇三年、二〇〇四年は、この間の本会議場でも質問しましたけれども、イラク情勢がどうのこうのとかいろいろありました。これは本

当にどういう年だったんでしょか。

繰り返しますけれども、三十五兆という金はもう本当に巨額です。もつと言えば、この三十五兆を何に使ったかといひますと、円を売ってドルを買っているわけなんです。ドルを買ってそのドルはどこへ行ったかといひますと、全部ほとんどアメリカの国債に行っているはずなんです。アメリカの財政のファイナンスとして使われているという、そういう面もあると思ひます。まあそれはちよつと後でまたやりませうけれども。

この年に、その為替介入という一点から着目しまして、本当に何があったのか、なぜこれ三十五兆も必要だったのか、これをちよつと御説明できるでしよか。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず、為替介入という点から申し上げますと、この間もあるいはお答えしたことがあったかと思ひますが、イラク情勢等のいわゆる地政学的リスクと言われたものが非常に喧伝されたときでもありました。それから、現在でもそういう面がございまして、当時はまた米国の双子の赤字というものがマーケットでも非常に注目されて、ナールパスな状況があったわけでございます。米国経済、当時の経済のいろいろな指標を見ましても米国経済というのは決して弱くないんですが、米国経済が強かったにもかかわらずこういうリスクが非常に強調されて、思惑的なドル売りの動きが非常に強い状況でござい

ました。

我が国の為替介入は、こういう動きが、デフレまだ克服できていない状況での悪影響を回避するために、そういう観点から行ったと。そのような思惑から日本経済を乗り越えさせようということ

で行ったということでございます。

それから、資本収支が黒字になったと、先ほどその介入とその資本収支の関係について平野理事も、御説明もなかなかデリケートな説明で、私も十分理解できたかどうか分らないんですが、我々はこのときに、非居住者の資金が我が国へ株式ないし中長期債を中心とする証券投資とかあるいは短期資金として大幅に流れ込んだときで、あったと、こういうふうに見えております。

○平野達男君 後半の部分、じゃそうすると二〇〇三年、二〇〇四年はどうも会社、日本の会社が突然良くなったと、そういう状況にもちよつと取れるんですが、まずこの質問は、まずこちらへ置いておきます。

まず、その三十五兆の介入のその意味なんです、いろんな社会、世の中の、世界情勢でいろんな要素があったという御説明はありました。しかし、このときに、ドルは介入の当初は百二十四で、しかし、資料の5を見ていただきたいんです。けれども、二〇〇四年の三月まで、ここまで介入が続くんですね。特に二〇〇四年は、これはちよつと表が出ていませんが、一月から三月までたしか十五兆ぐらい介入しているはずなんです。

どうもこの図から見ると、三十五兆も使つて本当にこれ円高の介入の意味があったのかどうか。逆にこれ、三十五兆使わなかったら大変なことになっていくことになるわけですよ。だから、そういうことが先ほどの説明の中では何にも伝わってこないですね。何か投機筋の方で動きがあったとか、そういう話はありますけども。

もう同じこと何遍も言いますけれども、三十五兆です。三十五兆というのは、繰り返します。三十五兆のやつを日本からかき集めたんです。それで三十五兆分、今短期証券で今償務として残っています。ただ、これは国債の五百兆とか、なかのには出てきません。これは将来アメリカから返ってくるという財源見合いということで、財投債、財投債関債みたいな位置付けになつてしまっているから、どこにも出てこない。だけれども、

それが今回の予算総則で百四十兆円まで拡大されて、今九十兆まで膨らんでいきます。

政府の債務が五百何十兆って言いますけれども、この短期証券、為替だけで九十何兆の一応今債務が片つた方で計上されている。しかも、その中の三十五兆は一年と三か月ですよ。こういうことがなぜ説明できないのか。しかも、この為替の問題については、いつ介入するかというのは、これは突然今から介入しますと云って介入するわけじゃないんです。介入し終わったら後で報告されてきます。で、終わって見て、ああ、こんなにやつたのかということになっていきます。あと、先ほど言つたように、この百四十兆、予算総則の中で入っています。これ認められれば、まだすき間があります。いつ何ぞき十兆単位、十五兆単位の、十兆単位の介入をやつてもそれは構わない。

しかし、これだけの金を使つて、なぜこの三十五兆が使つたんだということについては、あるいは国民に、国会に分かるように説明してもいいんじゃないでしょうか。好き好んで、要するに何かこう、だてや酔狂で三十五兆も使つていくわけじゃないでしょうから、これは相当の意味があるはずなんです。

で、ああ、いいです。まず、どうぞ。
○国務大臣(谷垣禎一君) いや、一生懸命御説明しているつもりなんです。ちよつと委員からいただいた資料を見ていただきますと、二〇〇三年主要三通貨の推移、ドル・円です。この二〇〇三年の九月からたあつと円高に移つていく図になっております。私が就任したのがちよつとこの辺りでございまして、当時ありましたのが、私の就任する直前でございまして、けれども、あれ、ドバイだったかな、ドバイでG7がございました。その前から若干、私は自分の就任前については余り細かなことは分かりませんが、けれども、その前から若干いろんな動きはあつたようでありまして、やはりこのG7をきつ

かけとして、やはりアジア通貨というのに対して何かこう、世界じゅうでもう少し柔軟性を求める動きがあるんじゃないかという感じが非常に強くなりまして、日本はやっぱアジア通貨の中の尤なものでありますから、やはりそういう全体の思惑の背景にさつき申し上げたような地政学的な不安感というふうなものがあつた。これは主としてドルに対する不安感ということだろうと思いますが、そういうものがあつた、それと同時に、そのアメリカの持っている言わば構造問題であり、それがそういうものの調整にやはり為替が使われるんではないかというふうな思惑が非常にあつたんだらうと私は思います。私がちよつと就任したときはそういう状況でございました。

で、極めてその動きが急な状況でございまして、それを手をこまねいていれば非常に、日本の当時の経済の状況に非常に有害な、何というんでしょうかね、急な動きが頻りに起こるという状況であつたということでもあります。そういうその当時の市場の思惑的あるいは無秩序な動きに対して相場の行き過ぎを防いでその乱高下を抑制すると、こういう目的で対応したということでもあります。

○平野達男君 私は多分無理だろうと承知しつつ質問しているわけですが、要は、その三十五兆というお金が今までに比べても余りにも大きいわけですね。それで、これまでずつと円高ドル安という傾向が進んできました。先ほど来言つておられるように、一年三か月で三十五兆とお金を使つてもこの円高の傾向がまだ止まっていけない。だから、その効果のほどはいかなるかなというところがまず一点です。

と同時に、大事なことは、三十五兆というのは、先ほどちよつと申し上げたけれども、日本からお金を集めて、それでドルを買つていきますから、ドルを持つていてもしょうがないからつてほとんど米國債なんかに使つていくはずなんです。これだけの、三十五兆の買いが入れば、それは当

然アメリカも有り難いでしょう。向こうの、要するに米國債を発行したときの資金調達コストが、日本から三十五兆も買いが入りますから、金利が相当抑えられて物すごい有り難いはずなんです。だから、そういう目的でやつたのかなというふうにも取れちゃうんです。

だから、この介入の目的と、介入の目的というのはあくまでも円高の進行の防止ですよ。それが何兆円が入ればどれだけの防止ができますという、それは関係式はないんでしょう。ないんではないが、過去の経験や推移に照らしてみれば、これだけの介入をやつたというのは単なる為替の円高の防止、円高の進行の防止だけではないんじゃないかというふうな思えてきちゃうわけなんです。だから、それは先ほど言つた、結果として米國債のファイナンスになったというの、それは附屬品でございまして、目的になるかもしませんが、実はそういうことが目的ではなかったかというような感じが非常にしてくる。

それから、資料の4を見ていただきたいんですが、これは偶然の一致かどうか分かりません。先ほど来から日本の、先ほど来、先ほど非居住者の余資が本邦に対するその他投資や証券投資として流入というお話がございましたが、その結果かどうかは分かりませんが、これ、二〇〇三年の一月からこれ為替介入が始まっていますけれども、この二、三月ぐらいから株価が上がるんですね。これが介入とどう関係があるかどうかは分かりません。介入と関係がございましてかという質問をしたいんですけれども、それは答えは大体見えていますから、やめておきます。ただ、いざ、こういう状況が出てきている。物の本によると、このころ小泉再選があつたとかアメリカの大統領選があつたとか、そういうことも言う人もいます。すよ。で、と云うかのごとく、この三十五兆というのは一体何だろうかということはずつと付きまといまいます。

〔理事若林秀樹君退席、委員長着席〕
これ、繰り返しますけれども、この為替介入を

やることのコストベネフィットということとはさっきのような抽象的な話ではちよつと私は納得できないんですよ。ましてや、繰り返しに、これも先ほど言ったことの繰り返しになるかもしれない。米國債でやるということは、三十五兆円そのまま塩漬けになってしまうから、アメリカにずうっとそのまま預けっ放しです。当面、返ってくる当て、ないですよ。そういうことに対する、いわゆる、場合によつたらその機会費用というか、その損失もあるかもしれない。そう、三十五兆円使ったということを、答弁は同じになるかもしれないということをお聞きしたいと思ひます。○国務大臣(谷垣禎一) これは、市場がある思惑で投機的な動きを繰り返していくときにはいろんなことが起こり得るんだらうと思ひます。例えば、かつて我が国も一ドル七十四台に突入したこともございました。そういうような状況がもしあの当時、二〇〇三年から二〇〇四年にかけて起こつていたとすると、私は、明らかに日本経済のあるいは、日本、ドルと円の関係から見ても、何というんでしょうか、ファンダメンタルズを完全に逸脱した形になって、現在もデフレを脱却できていないわけではありませぬけれども、デフレ脱却の努力に苦闘をしていた当時の日本経済には多分壊滅的な影響を与えたのではないかと、いふうに今も考えているわけでございます。

そういうことを阻止しようというのが当時の、円高を阻止するというよりは、そのような思惑的な、つまり、先ほど平野さんはその後の図をお示しになって、結局、円高の傾向は克服できてないじゃないかと、それだけやつたにもかかわらずと。私は、経済の実態とその為替の実態がある意味で連動していれば、それはそれほど問題ではないんです。問題は、あるときの思惑などで一方の方向にがっつと行つてしまふ、振れてしまふ、そういうことが問題であると。それを回避するのがあるの当時の目的であつたと申し上げているわけであ

ります。

○平野達男君 私は何とかしてその定量的な分析みたいなものが欲しいなという感じがずうつとしています。ただ、日銀の例の三十五兆の金融緩和も同じで、あれは量が意味あるのか、積み増しすることに意味あるのかという質問したんですけれども、あれもよく答えが返つてきませんでした。どうも、この金融の世界というのは、私ら、通常、予算やるときは一円単位や千円単位でめっちゃくちないろいろ詰めてしますけれども、こういう金融の世界に入りますと、数十兆単位がばこつと行つちゃうんですね。それで介入をやりましたと。それから日銀当座預金も三十六兆積み増したと。ああそうですかとはいふんですが、そういう説明の仕方はこれは何とかやっぱ工夫してもらいたいですよね。繰り返しますけれども、扱うお金が本当に大き過ぎますよ、これは。

それで、あとちよつと話が、話題が、話題というか質問が変わりますけれども、アメリカの赤字、これずつと続きますと、単純に考えれば円安ドル高の方向性は、方向という流れは変わらないというところになると思ひます。今これは、この状況いつまで続くのかなというところであります。この間G7で、G7でしたか、米國の双子の赤字が問題にされたというふうな報道されてましたけれども、アメリカはこの赤字の解消にどれだけ本気なんですか。ちよつとこれも通告申し上げていなくて恐縮ですが、アメリカは、これは本当にやる気があるのかどうか、この辺についてのアセスをちよつと、評価をちよつとお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一) アメリカ政府当局のやる気と政策については私、国会で成り代わつて申し上げる立場にはございませぬけれども、今年の年頭の予算教書等を見ましてもなかなか、例えば年金改革の取組とか野心的な取組を出しておられまして、アメリカのいろいろな財政の構造を改革していくということについては極めて鮮明な姿勢を出しておられるのではないかと、いふうに思つております。

ております。○平野達男君 いずれ、いずれといいますか、アメリカの経常収支あるいは国際収支の赤字を減らすということがこれは望ましいんですけれども、日本の立場に立てば単純に喜ぶわけにもいけません。日本が要するに内需拡大をしない限りは、アメリカの国際収支あるいは経常収支の赤字を減らされてしまいますと日本の経済もおかしくなってしまうという可能性もありますから。この構図は、だけれども本当にブラザ合意の当時の状況と同じです。本当に日本というのは何が變つて何が変わつていないのかというのをもう一回ここ二十年間の状況をやっぱり検証してみることがあるんじゃないかということをちよつと感想として最後に申し上げまして、私の時間となりましたので、質問を終わらせていただきます。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。私の方からまず、おとしいだつたでしょうか、銀行のカードの偽造キャッシュカードに対する提訴がなされました。公明党といたしまして、私も事務局長としてずっとこの対策に取り組んでまいりまして、訴えられた皆さんに、原告の人たちにも随分何度もお会いして様々なお話を聞かしてまいりました。立法措置も含めて今鋭意検討しているところでございますけれども、ちよつと絞つてお話を聞きたいと思ひます。今金融庁さんの方でもステディグループで検討されているということでございますので、絞つてお聞きしたいと思ひます。

結局、被害者の方の最大の銀行に対する不信ないはは不満というものは、かつてと同じ約款にもかかわらず、かつては被害に遭つても補償しませんでした。しかし、同じ約款にもかかわらず今はそんなことは言つていませぬと、補償することもあるんです。約款そのものは変わらないんですけれども、被害者に対する、偽造キャッシュカードの被害に対する補償の態度がまず過去と今と違ふと。しかも、それが今度横に行きますと銀行によつて違ふと。こういうことが大変に、約款のロジック

クはほとんどの銀行も金融機関も同じなんですけれども過去と今と違ふと、銀行によつて違ふと、こういうことが被害者に大変な不信と不満を呼んでいるように思つておりました、この同じ約款で違ふ対応を取つておられるという、その運用の中身が非常に漠としているという柔軟といへば柔軟なのもかもしれませんけれども、この点についてまず金融担当大臣からコメントいただきたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤達也) 委員はこの偽造キャッシュカード問題について公明党の事務局長として取り組まれているということをお承知をいたしておりますし、過日も皆様方から要請を私どもも直接受けさせていただいたところでございます。

今、被害者の方々のその心情について御指摘がございました。約款が變つていないにもかかわらずその対応というものが變つてきていると、そのことに対して被害者の方々が大きな疑問を持つておられるという御指摘がございました。私どももいたしまして、この偽造キャッシュカード問題につきましては、やはり被害が発生した後、適切に対応していくことが重要だと。適切な対応も含めて偽造キャッシュカード問題に対する実効性ある対応を金融機関に求めてきたところでございまして、また委員御承知のとおり、一月の二十五日に全銀協においてはこの問題に対する申し合せというものを発表されて、偽造キャッシュカード問題のその補償の問題も含めてその申し合せがなされているわけでありまして、こうした申し合せというものがある実効性あるものになつていくように私どもとして期待をしておりますし、またその状況を今後とも注視をしていきたいというふうな思つているところでございます。

さらに、委員からも御紹介がございましたように、私どももいたしましては監督局内に専門家の方々に御参加をさせていただいてステディグループというものを設置をさせていただいて、今補償の問題も含めて精力的に御議論をいただいているところでございます。こうした御議論の結果も踏まえて

て、さらに私どもとしてこの偽造キャッシュカード問題に対する対応策を取りまとめ、その一つ一つを着実に逐次実施をしていきたいというふうに思っております。

○西田実仁君 特に海外における事例も熱心にお調べになっていただいているというふうにお聞きしておりますけれども、一つだけ具体例として、例えばドイツなんかの場合は、基本的には責任は銀行が負うということになっているんですが、預金者に過失がある場合にはその限りにあらずと、こういうことで、過失が預金者にならない場合、軽過失がある場合、重過失がある場合と。で、軽過失はこういう過失ですと、重過失はこういう過失ですというふうな、過失一つもいらない、預金者により安心を与えるという意味で申しますとかなりきめ細かく、その約款の運用の部分ですけれども、決められてきていて、じゃ、こういうことはしなきゃいけないんだと、これしていれば安心なんだという、こういう安心感を与えていると思うんですね。

こういうように約款が非常に、ロジックとしては決められていて、あとはそれぞれ運用がそれぞれ勝手にというか、その銀行によってかなり異なったり、あるいは時期によって異なったりというのは非常に預金者にとって分かりにくい、あるいはそこが不満になっている、不安になっていると、こういうことなのかなというのはいまちょっと今、正直思っております、ここをどうするか。約款できちんと統一していくのか、統一的なルールを求めていくのか、それとも立法していくのか、この辺は私どもとしても熱心にまたやりたいと思っております。

時間も限りがございますので、次のテーマ、今日は二つほどお聞きたいと思いますが、まず一つは、ペイオフ解禁を間近に控えておりまして、これまでのこの金融安定化のための施策が一つの区切りというか、総括をしなければならぬ時点にきていると、こういうふうに思いますので、あえて確認をさせていただきたいと思えます。

これまでこの金融安定化に向けて金融機関向けに注入された公的資金の総額と、そのうち既に国民負担として確定した金額、これについて当局より御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人(佐藤隆文君) 金融システムの安定化のために使われまして公的資金でございますが、預金保険機構におきましてこの平成十六年三月末までに実施された資金援助等の状況でございます。

一つ目に、預金者等の保護のために行われたた金銭の贈与、これが十八兆六千六百六十二億円という規模でございます。二つ目に、破綻金融機関などからの資産の買取り、これが九兆六千四百八十三億円という規模でございます。三つ目に、金融システムの安定化のために行われました資本増強、これが十二兆三千八百六十九億円ということでございます。四つ目に、その他の資金援助等ということでは六兆一千五百三十九億円ということでございます。

このうち損失として確定をいたしておる部分でございますけれども、先ほど申し上げました金銭贈与十八・六兆円のうち、ペイオフコストを超える部分につきましては、預金の全額保護のためでございますけれども、このために行われました金銭贈与の部分に充てられました交付国債の償還、すなわち交付国債を使つたということでございますけれども、この額が十兆四千三百二十六億円というところでございまして、この部分につきましては既に国民負担として確定しているということでございます。

○西田実仁君 この十兆というのが今確定している、これだけのコスト負担の見合いとして金融機関がどれだけ体質改善したのかということをやはり、先ほどの話じゃありませんけれども、十兆とかなりというか物すごい大きな額でございますので、国民に分かるように、この十兆がコスト負担になったことよってこんなに金融機関は強くなったというところをできる限り分かりやすく大臣に御説明いただければと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 委員から、これだけの公的資金というものを投入してそれが本当に有用に使われたのか、そのことについてしっかりと説明しなければいけないと御質問いただいたわけでありますが、私どももいたしましては、この公的資金の投入を通じて、預金者の保護、あるいは我が国の金融システムの安定化、信頼の回復と、こうしたことに對して一定の役割を果たしてきたというふうに認識をいたしているところでございます。

また、公的資金の投入を含めたこれまでの金融機関の健全性確保に向けた様々な取組というものが行われているわけでありまして、こうした取組を通じてリスク管理体制あるいは資産査定、信頼性というものは全体的に改善をしておりますというふうに思っていますし、それを反映する形で我が国金融機関は全体として不良債権比率というものが低下をしておりますし、また自己資本比率というものも改善をしております。また自己資本比率というものも改善をしておりますというふうに思っています。

不良債権問題について見ますと、主要行につきましては金融再生プログラムの諸施策を展開をさせていたでまいりました。十六年九月期におきましては主要行の不良債権比率が四・七%まで低下をしております。また、十七年三月期まで半減をさせていく、こうした目標を立てさせていただいたわけでありまして、その目標の達成に向かって着実に低下をしておりますし、その目標の達成が視野に入ってきているというふうに思っております。

また、地域の金融機関におきましては、リレーシヨンプログラムの機能強化に関するアクシヨンプログラムに基づいて、中小企業の再生と地域経済の活性化、そして同時に不良債権問題を解決していくということで様々な取組が展開をされていくところでございますけれども、地域金融機関、中小金融機関全体を見ましても不良債権比率というのは全体的に低下をしております。

し、また自己資本比率というものも改善をしておりますから、全体として見ると進捗をしておりますというふうに思っているところでございます。

金融庁といたしましては、引き続き、こうした取組というものに全力を尽くしてまいりたいというふうに思っていますし、より強固な金融システムを構築をしていくために努力を続けていきたいというふうに思っております。

○西田実仁君 次に、ライブドア、フジテレビ並びに西武鉄道のいような不正事件について、私としては、やはり様々な法の不整備を直していくということが大事ですけれども、より根本的にやはり企業の透明性をいかに高めていくということが主題になってくるんじゃないかというふうに思っております。

その際に、例えば大株主の公開義務につきましては、今上位十社、十位まで公開する義務付けされておりますけれども、例えば、この大株主をもっと三十位まで公開していくというような透明性を高めていく、あるいは先ほど大臣おっしゃった家計の選択の幅を広げる、あるいは各種市場の活性化をしていくと、こういうことを考えたときには、一つ懸念されているのは、個人情報保護法がこの四月一日から導入をされるに当たりまして、役員の履歴その他が個人情報に当たるとして、これを盾にして、個人情報保護法というものを盾にして、個人株主から抗議されたら対応できないと、こういうふうにして情報公開法のような企業も公開企業にもかわらず出てきているというふうな報道の現場からも聞いておりまして、ちょっと時間もございませぬので、あわせて、今お聞きしております大株主の公開義務の話と、それからこの個人情報保護法と企業の透明性確保と、この点についてまとめてお答え願います。

○副大臣(七条明君) じゃ、私の方から先に、前段に、上位十社までの公開を上位三十社までと、こういうようなお話でございましたから、これにつきましては、上位各大株主の情報開示

を求めるについては、投資判断資料となるべく多くの大株主の情報の開示を求めるべきことが指摘される、あるいはその一方で、所有株数が非常に少ない株主についてまで個人情報を開示することが適当でないというような見方の二通りの見方が出てまいりますものだから、そのバランスを考慮していわゆる十名程度とすることが開示の適当であろうと。そういう形で大株主の数を拡大することについては慎重に考えなければならぬと。

後段については、大臣の方からお答えいただき

メンをいただきたいと思っています。

○国務大臣(伊藤達也君) もう金融機関はやはり非常にその業務の公共性の高いものでありますので、こうしたことにかんがみれば、健全性や持続可能性について国民の皆様方の十分な信頼を得ていくことが不可欠であるというふうに考えております。

○国務大臣(伊藤達也君) 個人情報保護とそして企業の情報開示の関連についての御質問いただいたわけでありましても、個人情報保護のこととは、これは極めて重要なことでありますので、そうしたことに配慮する必要があるということとは当然のことだというふうに思っておりますが、一方で、有価証券報告書において重要な情報を開示することが求められているわけでありま

そのためには、一般企業に比べてより充実した情報開示というものを促進していく必要がありますので、私どももいたしましては、銀行法令等におきまして金融機関がその業務及び財産の状況を十分に利用者の方々に開示することを義務付けているわけでありま

○国務大臣(伊藤達也君) そうした意見広告がなされたことは承知をいたしておりますけれども、それぞれの意見につきまして

○国務大臣(伊藤達也君) これは、先ほどお答えをさせていただきまして、全銀協の中で様々な議論があり、そうしたことを踏まえて郵政民営化の問題に対して意見広告として出されたものだということに承知をいたしているところでござい

○西田実仁君 この役員の履歴その他が個人情報に当たるとして情報を、この四月一日からこういう厳しくなるという中で、それを盾にしてこういう企業の中で、報道の現場からお聞きしますと、先ほどおっしゃった公的資金が一番入っている金融機関がこうしたことに対してやや、余り根拠の薄弱な守秘義務みたいなものを持ち出して情報公開にいま一つ決まるところもあると。すべてがそうとは言いませ

○西田実仁君 終わります。

○大門実紀史君 二月二十八日に全国銀行協会が全国紙に全面使った意見広告を出しました。「郵政民営化にあたり、私たちは「公正な競争」が行われることを望みます」という、この一面のやつですけれども。

○大門実紀史君 まあ、大臣なんですから、そんな気の弱いこと言わないで、やつぱりこういうことは良くないですよと、身のほどをわきまえた方がいいですと注意されるべきだと思います。

税の繰延資産でございます。それだけで三三・八%占めます。つまり、純粋な民間資本というのは、自己資本というのは二・六兆円にすぎないんです。これは一六・八%でございます。だから、十五・四兆円の自己資本があるといつて何か胸張って言っているようですが、中身はひどいもので、公的資金漬けになっているし、税の繰延資産という、そういう計上で、決算上の話で、がかさ上げしていると。純粋には二・六兆円しか民間資本がないというのが今の大手行の実情でございます。

つまり、このことは、四年前、三年前ですかね、日銀の当時の速水総裁と質疑をさせていただきましてけれども、速水総裁も、これは非常に、何と申しますか、日本の大手行の自己資本比率は八%を超えて何%だという胸を張れる話ではないと。アメリカ並みの計算すると、例えば税の繰延資産を、まだ五年計上になっていると思いますが、これ例えばアメリカ並みの一年でやったらがくつこの自己資本が落ちるわけですね。正にもう、何といいますが、日本の大銀行大丈夫だと言えるような状況では全然ないというふうに思います。

そういう点でいきますと、さっきの協会のことおいて、この自己資本の中身そのものですね、大臣としてどういうふうに評価されますか。
○国務大臣(伊藤達也君) 今御質問の点は、私も、もう一年半ぐらい前ですが、二年前ですか、副大臣のときに、委員が竹中大臣やあるいは当時の日銀の方々と御議論されていたということを記憶をいたしております。

そのときにも、委員のこの御資料、それぞれの数字はもう極めて正確だというふうに思いますが、例えばこの民間資本の定義については、その全体から公的資金を引いた上という御議論があったり様々な議論があることは承知をいたしておりますけれども、繰延税金資産の問題についてまずお話をさせていただければ、主要行の平成十六年九期における自己資本額に対する繰延

税金資産の割合というものは一八・四%になりまして、これは十五年三期末の三一・三%からは低下してきているものと承知をいたしております。速水総裁との御議論も今踏まえて御質問いただいたわけでありまけれども、私も竹中大臣の下で金融再生プログラムを策定をさせていただきまして、ときには、やはり不良債権問題を解決をしていく、そして日本の金融システムに対する信頼というものを回復していくためには三つの点が重要であろうと。その中の一つとして、やはり資本を充実をしていくということを掲げさせていただき

ました。さらに、厳格な資産査定、そしてガバナンスの向上というものが重要である、そうしたことを中心に金融再生プログラムの諸施策というものを展開をさせていただいてきたところでございます。

そのことによって、先ほども少し答弁をさせていただきましたけれども、主要行としての不良債権比率というものは低下をしておりますし、半減目標の達成に向かって順調に推移をしているというふうに考えているところでございますし、また先ほど答弁をさせていただきまして、繰延税金資産も、これは不良債権処理をしていくと、今のその税の仕組みの中ではどうしてもこの繰延税金資産が膨れてしまうわけでありまして、資本の充実という取組を進める中で繰延税金資産というものも着実に低下をしている状況にあるのではないかとこのように思います。

そして、今日までその収益や資本というものをその不良債権問題を解決をしていくために使ってきたわけでありまして、この不良債権問題から脱却すると同時に、こうした収益や資本というものを利用者のニーズに合わせた形で金融商品やサービスというものを提供していく、そのことに使っていくことができるわけでありまして、そうした中で、利用者からの満足の高い金融機能というものを遺憾なく発揮をしていただきたい、そのことを期待をいたしているところでございます。資本につきましては、やはりその基本的な方向性

というものは、利用者の方々のニーズにこたえることによって収益を上げて、そしてそのことによって資本を充実していくというのが基本的な方向性であろうかというふうに思っております。で、そうした方向に向かっての経営努力がなされていくことを重ねて期待をしたいというふうに思っております。

○大門実紀史君 もう今日は時間ありませんので、またこれの続きをどこかでやりたいと思いますが、ともかく、公的資金早く返せと、返すまで余り偉そうなこと言わないということを是非伝えていただきたいと思っております。

質問を終わります。

○糸数慶子君 私、日米合同委員会の環境分科委員会の活動について伺いたいと思います。まず、せんだつて、質問主意書を提出いたしました。これは日米軍から排出される廃棄物の処理及び環境調査にかかわる質問主意書なんです。その答弁書の中で、合衆国軍隊に係る環境問題が生じた場合には環境分科委員会の枠組みを通じて適切に処理してまいりたいというその答弁がありました。まずこの分科委員会はどのくらいの頻度で問題を話し合っているのか、最初にお伺いいたします。

○政府参考人(福井雅輝君) お答えいたします。環境分科委員会は、平成十二年九月の日米安全保障協議委員会において発表されました環境原則に関する共同発表におきまして、日本における在日米軍施設及び区域に関連した環境問題等について協議するために定期的に開催されるということになっております。環境分科委員会は、現在原則として四半期に一回開催されているところでございます。

○糸数慶子君 今、委員会の、年四回ほど開催されているということなんですが、それでは、米軍の環境問題を適切に処理する組織として期待されている日米合同委員会に対してですが、それについて沖縄県当局は、二〇〇三年の九月の一日に、鉛汚染問題に関連して、沖縄本島中部の具志川市

に所在しておりますが、キャンプ・コートニーへの立入り申請を行っておりますけれども、一年半を経過いたしましたにもかかわらず、この回答がないのですが、どうしてでしょうか。

○副大臣(谷川秀善君) ただいま委員のお示しの件につきましては、県が同水域で実施を希望している調査の具体的な実施方法や調査結果の評価方法等につきまして検討が必要でございます。現在、各県庁と協力しつつ日米間の調整が行われているところでございます。

○糸数慶子君 今お答えございましたが、実はこの地域におきましては、実際に地元の方々がこの海域から例えばモズクを採取したり魚を取ったりということ、具体的に県民の食卓に上っている食材が取られております。ですから、鉛の汚染などを考えていきますと、早急にここは調査する必要性があるということで御質問をしたわけでございます。

次に、米軍のごみ問題についてなんですが、現在、沖縄には米軍の施設が日本全国の七五%所在しておりますけれども、こういう地域から出されるごみに関しては日本環境管理基準、これは日米軍司令部が発行しておりますが、それが九五年に発行されて、これまで大体一年ないしは三年ごとに改定が行われておりまして、一番最新の改定版が二〇〇四年の八月に発行されております。

この日本環境管理基準、通称JEGSと言われているんですが、それで規定されているごみの種類は、例えばその資料の第六章には有害廃棄物、それから第七章には固形廃棄物、それから第八章には医療廃棄物、そういう管理をするようになっていくとの紹介がございますけれども、この三つのカテゴリーに含まれない、軍事訓練などから出る廃棄物もあるのかどうか、お伺いいたします。

○政府参考人(福井雅輝君) 在日米軍における環境保護及び安全のための取組につきましては、在日米軍が作成する日本環境管理基準、JEGSに従って行われております。また、JEGSによれば、排出されるそれぞれの廃棄物の性状など、つ

まり有害でありますとか固形でありますとか医療系でありますとか、そういった性状等に応じた処分の規定が定められているというふうに理解をしております。

○糸数慶子君 今の御答弁ですと、例えば軍事訓練などから出る薬きょうなど、そういうものをきちんと管理する、調査するということはその中には入っていないのでしょうか。

○政府参考人(福井雅輝君) 今申し上げましたこととございますが、若干補足いたしますと、排出が軍事演習によるかとか、あるいは米軍の事務所であるか一般家庭であるか、そういったものかなどという区分ではなくて、性状等に応じた区分で定められているということでございます。

○糸数慶子君 繰り返しになりますが、先ほども申し上げましたように、例えばそういう米軍の演習などで実際に出ております海岸に、キャンプ・コートニーなどに、海の方にあるこの薬きょうなど、実際にその鉛汚染があるのではないかと、その住民の不安もあるわけで、具体的にそういう、今紹介されましたように、例えばこの有害廃棄物の中で、固形廃棄物や医療廃棄物などもある中にこの米軍の演習などから出てくるような薬きょうなどの廃棄物も実際に入れていただきたいわけですが、軍事訓練に伴う廃棄物は具体的にどのよう処理されているのか、これは産業廃棄物になるのかどうか、お答えをお願いしたいと思っております。

○政府参考人(福井雅輝君) 軍事演習に伴い発生する個々の廃棄物が具体的にどういう処理をされているかということについては国としては把握しておりません。

ただ、この先ほどの三つのカテゴリーにつきましては、JEGSの文面から見ます限り広く定義されておりますので、すべての廃棄物はこのいずれかに含まれているものというふうに考えられております。実際の運用については私どもも把握しておりません。

なお、その在日米軍から排出される廃棄物につ

きましては、基地内で処分されるもの、また基地外で処分されるもの双方があると考えられます。いずれにしても、産業廃棄物又は一般廃棄物として適切に処理されているものというふうには理解しております。

○糸数慶子君 なぜ繰り返しこういうことをお伺いしているかといいますと、今適切に処理されているというふうなことをおっしゃっていらつしやいます。実際、今沖縄県では第三セクターによる廃棄物の処理センターを設置するというところで、平成十六年度以内にこの基本構想を策定するというところで調査をしておりますが、ところが、その中で、実際に米軍の方から廃棄されてくるこの廃棄物が実はかなりの分量を占めておりまして、例えば、この委員会での最終報告で危惧しておりますのは、在沖米軍のその施設や区域から排出されてくる廃棄物が年々増加の一途をたどっておりまして、沖縄県環境整備課によりまして、平成十四年度の四月から平成十五年の三月まで在沖米軍基地から排出された生活系廃棄物は三万三千九百六十三トン、それから産業系の廃棄物が五千七百七十一トンというふうになっておりまして、この廃棄物の数字は県民一人当たりの約二倍に相当しております。

その排出量もさることながら、それにも増して問題なのは、米軍施設における廃棄物の収集やその運搬及びその処分方法だということ、実際には、これは米軍が分別を行っていること、実際には、その委員会から出されていること、関係しまして、これは米軍が分別は行っていないということ、そのリサイクルが困難な上に、それから最終処分においても大量の廃棄物が搬入されると予測されるわけです。

それで、沖縄県のその環境整備課では、基本構想の策定中の廃棄物の処理センターに搬入される廃棄物は年間五千八百トンと推計しているわけですが、この量は、現在の廃棄物が適正に分別、リサイクルされた上での最終残量として、分別されなければ当然のように量は増えますし、最終処分センターのその容量を危ぶむという状況の中で今

私、伺っているわけです。

実際に今分別されているとか、あるいは適正に処理されているとおっしゃっていらつしやいます。具体的にはどうやって数字を挙げていきますかと、県の環境管理計画にもかなり支障を来すような状況であります。

その件に関しまして、実際に日本の循環型社会では政府もしっかりといるいろいろごみの処分にしましては取り組んでいるわけですが、米軍のこの分野においてどのようにこれから協力が得られるのか、是非御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(福井雅輝君) お答えいたします。

JEGSにおきましては、廃棄物の分類、収集、運搬、保管、処分等にかかわる基準が定められております。また、合衆国軍隊における環境問題が生じた場合には、環境分科委員会の枠組みを通じて適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

それで、循環型社会に向けての取組でございますけれども、在日米軍に対しましては、今後とも、循環型社会に向けての取組をこれまでご紹介したとおりしてまいりましたけれども、これを続け、廃棄物の更なる減量化に向けて一層の理解を求めてまいりたいというふうに思っております。

○糸数慶子君 今お答えがございますけれども、実際には米軍から排出される廃棄物ですね、地元のもの業者と契約を取って廃棄物を出していますけれども、実は三年ほど前から現場調査をしております。調査に行きましたら、明らかに医療系のごみであるというものが普通の産業廃棄物と一緒にくたになった状態で排出されているという現状もございますので、実際にきちんとその分別をされたらあるいは排出されていく先のこの処分の方法に關してきちんと指導されているというふうには思えないんですね、現実的に。

ですからこういうことを、是非、地元沖縄におきまして、もちろんチェック機能である私たちは、機能して、調査してまいりますけれども、是非国におきまして具体的な、あのJEGSの中

にも書いてありますように、きちんと排出された、分別しているもの、あるいはまた分別されていないそのごみの行方についての監視活動といえますか、それをきちんとしていただきたいのですが、その件について御所見を伺います。

○政府参考人(福井雅輝君) 環境分科委員会におきましては、日本で新しい環境法令ができましたときにはその内容を逐一米側に紹介するとか、あるいは環境行政の中で重点とされていることを逐次紹介するということ、今後引き続きやってまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、この問題も含めまして、環境問題が生じた場合には環境分科委員会の枠組みを通じて対処してまいりたいというふうに思っております。

○糸数慶子君 次に、このごみの減量のために、地方自治体ではきちんとそのごみ処理が有料化されています。例えば、ごみ袋を購入したり、あるいは大型廃棄物の処理費用、その費用などは排出する側が負担していくという状況ですが、米軍の基地から出てくる一般ごみの処理費用、これ日本国内と同様に個人が負担するものなのか、あるいは日本政府の思いやり負担で負担をしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(土屋龍司君) お答えします。

現在、防衛施設庁におきましては、地位協定の範囲内又は特別協定に基づきまして、在日米軍駐留経費負担としまして提供施設整備費、これは基地内の家族住宅とか庁舎を造る費用でございますが、それから労務費、これは駐留軍従業員の給与等の経費でございます。それから光熱水料費、そのほか訓練移動費を負担しているところでございます。

今、先生御質問のごみの、廃棄物の処理費用でございますが、在日米軍駐留経費として廃棄物の処理費用を負担していることはございませ

○糸数慶子君 それでは、一九七三年に日米合同

委員会の合意で「環境に関する協力について」という合意文書が出ました。これ二〇〇三年の一月二十三日に日米地位協定室より公表されましたが、この合意の趣旨についてのどのようなものであるかをお伺いいたします。

○副大臣(谷川秀善君) 御指摘の日米合同委員会での合意は、米軍施設・区域から発生をいたします環境汚染に関して、国や地方自治体が米軍現地司令官に対して調査、報告を要請するための手続や汚染場所への立ち入り視察やサンプル入手を申請するための手続を規定したものでございます。

○糸数慶子君 今、具体的に調査して基地内に立ち入ることができるという合意文書です。ね。

私は、今手元の方に持っておりますけれども、これは実は、環境問題に対する意識が高まりつつあることを踏まえて、日本国政府と米政府の共同責任を認識し、地位協定により提供された施設・区域を米軍が使用する際に生じ得る汚染について適切な注意を払い、相互に満足し得る解決を見いだすことは両政府にとつての利益となる、米軍としては汚染のない社会の構成員となる意思があるということ、この関連で、原則として汚染の問題が下記の手続に従い地元のインシアチブを通じて解決することを趣旨とするというその中に、実際に米軍がその返還された跡地に對して、具体的な例を申し上げますと、北谷町の、沖縄県中部の方にございます北谷町というところがございまして、そのキャンプ桑江の北側に、平成十三年の三月に返還された場所なんです、その返還後に有害物質のPCBやそれから銃弾などが見付かり、そして油臭もある土壌汚染が確認されたわけです。これは、その地域において事前に返還される前に、実はその調査をさせてくれという……

○委員長(浅尾慶一郎君) 糸数慶子君、時間を過ぎていますので、簡潔にお願いします。

○糸数慶子君 はい。

申出があったわけですが、実際にこれが調査されずに返還されました。返還された後に、この環

境調査の必要性があるということで、今、政府の対応においては、実際に合意文書に違反しているのではないかと思います、その件についてお伺いいたします。

○副大臣(谷川秀善君) 今先生の御指摘の点でございますが、日米地位協定第四条第一項におきましては、米側が施設・区域の返還に際し、これを提供されたときの状態に回復し、またその回復の代わりに日本に對し補償する義務を負わない旨規定いたしておるところでございます、その点につきましては具体的に現在どうなっているか、今のところ、私、省としては承知をいたしております。

○糸数慶子君 時間もありませんが、一言言わせていただきます。

実際には法律上では今の地位協定の中でしっかりと合意されているということですが、やっぱりその土地を使つた米軍にとつて本当に使い捨て、後はもうどうなつてもいいという状況で、使用後に発見されたという、返還後に発見されたという状況をそのまま残してしまふ状況では、やっぱり地域の住民のこれからのその土地利用に關しまして、返還された跡地の不安が残るものでございまして、是非今後はやはり返還前の基地内の立入調査、特に環境面においては御配慮をいたされたというこのことを強く要望したいと思つております。

○副大臣(谷川秀善君) ただいまの御要望、十分念頭に置いて今後処理したいと思つております。

○委員長(浅尾慶一郎君) 以上をもちまして、平成十七年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(浅尾慶一郎君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(浅尾慶一郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として内閣府計量分析室長大寺隆君外八名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(浅尾慶一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(浅尾慶一郎君) 平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○若林秀樹君 民主党・新緑風會の若林でございます。

冒頭、やや骨太の政策をちよつと議論していきたいと思つております。

目指すべき国の姿、そしてその財政運営はどうするかということで、今日、お手元にカラフルな資料を三枚ほど用意をさせていただきました。非常に秘書が一生懸命徹夜をして作つていただいたということ、私のオーダーが厳しいんですけど、きちつと作つていただいたということで、これは院内のテレビの方には見れないわけですが、これも、こういうものももう少し電子情報が国会の中でもう少しビジュアルにみんなど共共有化できるようにすべきではないかと思つておりますので、e-Japan、その中にもe-国会ということで、いい国会をするためにも是非そういう設備をきちつと設けていただきたいなというふうに思つております。

私は、政府の役割として外交、防衛を除いては、やはり公共財を最適な形で国民に提示をする、そ

れが一つ、二つ目はやはり所得の再分配を行う、そして三番目が広い意味での景気対策ではないかなというふうに通じております。その前半のその二つについてこの二法と関連してお伺いしたいと思います。

冒頭のその国民負担率の図は何回も見ていらつしゃるというふうに思つております。ここに国際競争力、国民の満足度、ジニ計数の改善度等々入れて、どういう国を我が国が目指していくべきかということについて、まずお伺いしたいと思つております。

私は自分自身の政治の目標として、物理的な豊かさというのではありません、私は最後は国民の満足度ではないかと思つております。自分が死ぬときにこの国に生まれてよかったかどうか、そういう尺度で考えたときに、私は国民の満足度というものをどういうふうにとらえるかというのが一つ必要な尺度ではないかというふうに思つております。

御案内のとおり、このスウェーデンを見ますと、社会の満足度というのが七五%で非常に高いんですね。大体北欧系は非常に、負担率の高い国は満足度が高い。一方、ロシア、韓国、日本、負担率の低い国は大体満足度が低いというのが、私も定

点観測ですと見ているんですけど、そういう傾向が表れているわけです。

いい国だから一杯お金を払うのか、払うからいい国になるのか、満足度が高いのか分かりませんが、私も、私は相対的な関係として満足度と国民負担率の関係もあるんじゃないかなというふうに思つております、その辺についてまず谷垣大臣の御見解を個人の認識としてお伺いしたいと思つております。私は、これは何が正しい悪いということとは申し上げるつもりはありませんので、ある意味で谷垣大臣のこれからの国の在り方という考えをお伺いしたいと思つております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、若林委員は政治おやりになるについて、国民の満足度というものが一番大きな指標、導きの旗印になるんじゃないかというお考えをお示しになりまして、伺つており

まして私もそれはそのとおりだと思ひます。

ちよつと表現は違ふかも知れませんが、私まあ今の仕事をやらせていただいて、日本にとつて今後何が問題だろうと考えると、結局二つだろうと思ふんですね。非常に高齢化も、少子高齢化が進んでむしろ人口も減少してくるという中で、今後日本が活力を持つて元氣よくやつていくためにはどうしたらいいかというのが一つあると思ひます。もう一つは、エマージングマーケットといひますが、中国やインド等人口十数億の国が非常に発展してきて、かつてのように西側先進国だけで競争しているという状況でもない。そういう中で、メガコンペティションというんでしようか、そういう中で日本がどういうところに日本の存在意義を發揮し、独自性を發揮していけるのかという、その国の中の問題と国の外でどうしていくかという、二つあると思ふんですが、結局いろいろ、細かな議論は避けますが、結局いろいろ行きますと、日本の魅力を高めるということじゃないかと思ふんですね。

それで、そのことは日本人からしてみると、さつきおつちやつたように、何かのコーンシルジャありませんけれども、日本人に生まれて良かったと思ふか思ふなにかということだろうと思ひますし、外の方から見たら、いやあ、なかなか日本というのは魅力ある国で、どうせ学問するんなら日本行つて勉強したいなとか、投資をするなら日本に投資をしたいなと思はせるような国にするということではないかなと思はせておりますので、そういう意味では若林委員のお考えと私のねらうところは違ひはないというふうと思つてゐるわけでありませう。

それで、一方、今示された中で国民負担率と満足度の関係ということをおつちやいましたが、そこが実はなかなかよく分からないというのが率直なところでございまして、私の仕事で申しますと、財政の状況がこんなだというふうなことを示しますと外に向かつてなかなか魅力的な国だろうとは言えないというふうには思ふんですが、

じゃ、それを解決する方法として、物すごく、言わば、例えば社会保障がこれだけ増えますから、それに対して極めてもつと税金もたくさんいただいて、それで立て直して行くのか、それともできるだけスリムにしていけるのかというように、これは我々の議論は経済学者の議論とは違ひますから、そういう議論をすれば必ず具体的な制度設計でどういう公共サービスを提供して、その給付と負担はバランスが取れないようじゃしやうがありませうから、どこまで我慢、負担がお互いに堪えられるんだというのをチェックして進まなきゃいけないと思つておりますが、ちよつとまだ大きな政府と満足度と、負担率とその満足度というところは私びたつとした答えをまだ申し上げられないわけでございます。

○若林秀樹君 私は谷垣大臣の政治家としての思いとして、やつぱりどういふ国を目指したいかということも併せてお伺いしたいなと、その中に負担率との関係はやつぱり出てきますから、その中で負担率が、結果として大きなやつぱり政府も志向せざるを得ないような状況なのかどうなのかという思いで伺つてゐるところであります。

それは後ほどまた大臣の方からのお答えで伺いたいと思ひますが、その次に、一般的に負担率を高めると国際競争力は落ちるんだと、活力をそぐんだという議論があります。御案内のとおり、ここに出しましたように一番上のオレンジ色の四角のやつが競争力、去年の世界経済フォーラムの国際競争力のよく見る図でありまして、一位がやつぱり負担率の高いフィンランド、三位がスウェーデン、出ていませうが五位がデンマーク、六位がノルウェーといふみんな負担率の高い国であります。これを見ますと、私はやつぱり必ずしも負担率が高いから競争力が落ちるということは私はないと思ひますが、谷垣大臣の御認識を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣 一君) これもなかなか答えは難しい、負担率だけでもって競争力を論ずること

ができるかどうかというのは私は大変難しいと思ひます。それは今お示しいただいたような資料を見ましても、国民負担率の高いデンマークとかフィンランドといったような国が国際競争力で上位にはなつておりますが、一方でアメリカとかカナダとかいふようなところ、オーストラリアとかスイスと、これは相対的に負担率は高くないと思ひますが、こういうところも競争力上位といふところにランクされておりますので何とも申せませんが、今の私の、おまえ自身はどう考えているんだというのをおつちやいましたので、負担率とどういふことをおつちやする場合、議論されまう場合、どちらかというところと社会保障の規模をどのぐらいにしていけるかという議論が背景にあると思ふんですね。

それで、それはやはり国民の満足度と、どの程度のものにしていいかという議論があると思ひますが、もう一つこれは負担率とは違ひのかもしれませんが、今の日本の置かれてゐる課題は、やつぱり大きな中で、資金の流れの中で公的な部門がつまり資金を受け入れて使つていく、それが必ずしも民間の方に回つていかないという構造がありまして、それがまあ大きな政府と小さな政府論とは直接関係ないのかもしれないんですが、日本はもう少し資金の取り手が、最大の取り手が国であるとか公的部門であるということではなかなか元氣が出ないんではないかなと。もう少しこれがあるわけですが、これはいわゆる国民負担率の議論といふのはちよつと違う局面ですが、ある意味では極めて密接な関係のある議論だろうといふに思ひます。

私は、大きな政府小さな政府論といひますが、むしろその資金の流れをもう少し民間で自由闊達に使えるような方向に持つていかないと今後うまくいかなんじやないかと、それが委員のおつちやる負担率とどういふ関係に立つのかといふのは自分でも十分整理できないんですが、なかなかここはデリケートな関係に立つんじやないかと

思つております。

○若林秀樹君 大臣もお考えは私と一緒に思ふんですが、負担率の高さが必ずしも経済的な活力をそぐわけではない、様々な要素の中からやつぱり競争力といふのは決まつてくるんだらうと思ひますので、ですから負担率が高いから活力をそぐという議論に余り乗らないでいただきたいなといふことを申し上げておきたいと思ひます。

私は、これまで国民負担率の目安を五〇%といふことを、過去ずっと二十数年にわたつて政府は閣議決定等をしてきたわけですが、私調べましたら二十三年前に当時のヨーロッパの水準が五〇%だったと、それが出てきたのかなといふふうに思ひますが、当時の水準が五〇%でそれをより少ない、低位にとどめるといふ考え方が出ていつの間にか五〇%になつて、ある日突然財政赤字の分の潜在的負担も含めて負担率だと言ひ始めて、今五〇%までほとんどないんですやね。

じゃ、五〇%が根拠がある数字かといふと全然根拠がないといふことで、一昨日の竹中大臣も、根拠はないんですとお認めになつてゐるわけですね。区切りのいい一つの目安として、上げないよいうな目安として置いたといふことでありますので、私はやはりその根拠のない数字を置くことによる弊害といふのが非常にあるんではないかなと思ひます。そのことが独り歩きをして、結果的には経済界から負担率を上げるなといふところになり、国民から見れば上がることにイコール悪なんだといふ状況の中で、結果的には本質的な社会の共同事業として、税とか社会保険料を使つてどうするかという本質的な議論が妨げられているんじやないかなといふふうに私は非常に痛感しているわけでありまして、私は、結果的に、それが最終的に社会に対する満足度を国民に対して下げてゐると。その意味において、私は、アプローチとして、安易に上げろと言つてゐることではないんです、五〇%という定めをすることによつて結果的に

は逆方向に私は行っているのではないかと。五〇は置きながら、もつと本質的な議論をするために、一回、潜在的負担率は除いておいてやっぱり議論することも必要ではないかと思いますが、これは非常に重要なところなので、是非御自分のお考えで答えたいなというふうに思います。

は乱暴な議論もございしますが、大体これで、よくキャップとかシーリングとかいうのもそのたぐいでございしますが、一つ一つ何でこの何%とシーリング置くんと言え、根拠を言えと言われると非常に難しいんですが、そうやって乱暴にぎゅうぎゅう押し込んでいかないとかなかつじつまが合っていないという現実もあるなかつじつと、答えはなかなか難しいと。余りちよつとクリアな答えでありませんが、そんなふうに思います。

〇若林秀樹君 私民主党の次の内閣の財務大臣というところで、財政問題についての問題認識は共有化しているのではないかなというふうに思いますが、その上であえてお伺いしているところでありまして、やはり、もう日本というものは、例えば知的創造立国を目指すのでも、とにかく人材が我々の財産ですから、やっぱり人々が安心できる、満足できる国の姿ということをきちつとやっぱり政治でも図って、本筋にこれが必要なんだということであれば国民は喜んでそこは負担してくれると思うんですね。そういう議論に行かないんですよ、こういうことを余りにも強調し過ぎることによって。その点について、是非、今後の財政運営に当たって御配慮をいただきたいなというふうに思います。

〇若林秀樹君 私民主党の次の内閣の財務大臣というところで、財政問題についての問題認識は共有化しているのではないかなというふうに思いますが、その上であえてお伺いしているところでありまして、やはり、もう日本というものは、例えば知的創造立国を目指すのでも、とにかく人材が我々の財産ですから、やっぱり人々が安心できる、満足できる国の姿ということをきちつとやっぱり政治でも図って、本筋にこれが必要なんだということであれば国民は喜んでそこは負担してくれると思うんですね。そういう議論に行かないんですよ、こういうことを余りにも強調し過ぎることによって。その点について、是非、今後の財政運営に当たって御配慮をいただきたいなというふうに思います。

もつとも、この議論を詰めていっても、多分私はみんなの考えはびたつと一つのところには集まらないと思うんです。それぞれ、やっぱりその社会の在り方とか、そういうものの価値観の置き方も違いますから、それは大きな政府論者もあれば小さな政府論者もあると思うんですが、そういうことを議論をきちつとしなければ、初めに数字ありきではなかなか解決しない。こういうのは、多分そこは委員と同意見ではないかと思えます。

これは内閣府の試算でありまして、これをグラフに出してきたものであります。最終的に財政赤字というのが二〇一〇年代初頭にということが内閣府の試算で二〇二〇一二年度になったと。その中身をグラフで表してみると一応こういうことになるということでございます。確かに、二〇一二年に財政プライマリーバランスはゼロというか、ほとんど、〇・一ですけれども、一応均衡するということになります。ただ、これは、御案内のとおり、国と地方と合わせてでございますので、依然として国だけ見ますと基礎的財政収支は一・四%の赤字であります。

他方、ただ、政治の現実を考えますと、例えば今社会保障負担は政策経費の中の四三・一%を占めているわけですね。昨年度は政策経費の方では四割その前は三七%ぐらいだったと思いますが、要するに一兩年の間にばばつとこう伸びていくような状況で、これはこのままではなかなかたないなと、それはもうみんな暗黙のうちに思っている。それで、それをどうしていくかという議論をするときに、ある意味では、時々政治の世界

です。財政収支が二〇一二年でゼロになるといつても、現実として国は赤字であると。そのときの名目成長率と名目長期金利の状況を見れば、〇・七%名目長期金利が上回っているという意味におきまして、私の計算によれば、本当であれば六・六三兆円ぐらいプラスになっていると対GDP比の赤字の残高は増えるという計算でありますので、決してこの状況を一定に保っているという状況じゃないんですね、これは。これは、考え方として、細かく試算すればあれですけども、いわゆる名目金利の差をそのときの残高に掛けて割ってこういう数字が出ると。その意味においては、一・〇三%の黒字が、対GDP比公債残高を一定に保つために必要だということにおいては、とても一二年でこれ、仮にこれが達成したといつても財政赤字を克服したということにはもう全くなつていない。まだ、更に対GDP比が膨れ上がっているという状況でありますので、私のこのとらえ方が間違っているかどうか、大臣も含めてお伺いしたいと思えます。

〇若林秀樹君 当面の目標が、委員がこの図でビジュアルにお示しいただいたように、二〇一〇年代初頭、この表でいえば二〇一二年にプライマリーバランスを回復すると、せめてその年いただいた税金でその年の政策を打って、ツケを先に送らないようにその部分ではしていこうというのが当面の目標であるわけですね。

〇政府参考人(大守隆君) お答え申し上げます。まず初めの債務のGDP比の動向に関してでございますけれども、一般論としては、債務のGDP比を増やさないためには債務残高のGDP比に金利と成長率の差を掛けたものよりも基礎的財政収支のGDP比が大きくなければならないという関係がございます。先生御指摘の一・〇%というのは、参考試算の二〇一二年の諸計数からこう

やつていくかということとはよく考えておかなければいけないわけで、ようやく経済財政諮問会議でもその辺りのことを少し議論しようじゃないかということになっております。

ただ、今朝は日銀総裁がいらつしやまして御議論がございましたけれども、じゃ長期金利がどういふふうにコントロールできるのかといったって、これは長期金利のコントロール自体を政策的な目標に持つていくことはなかなか難しいうございまして、いろんな問題があると思えますけれども、ちよつとどういふことをあれしければいいの、これからも少し私どもも議論をして国会での御議論にも供するように少し努力をしなければいけないと思っております。

した考えで導かれるものだと思います。

ただ、やや技術的になって恐縮でございますが、債務に掛かる実質的な、実効的な金利は、今から申し上げます二つの理由から、そのときの長期金利に一致するとは限らないということがございます。一つ目の理由は、実際の債務の利払いが公債を発行した時点における金利によって行われるものでして、そのときの市場金利よりは後れて変化をするということがございます。二つ目の点は、実際の国や地方の債務は満期の異なる債券によって調達されておりますので、参考試算で示している金利は長期金利です。十年物国債の金利でございますけれども、近年はそれより期間の短い国債の割合が高まっているということがございます。私どもの参考試算においてもこうした点を反映させて推計を行っているということでございます。

それから、名目成長率と金利との関係でございますけれども、これは、定常状態と呼ばれるような経済がバランスした状態ではおおむね同じぐらいになるという考え方も多々ございますが、実際には、その時々々の環境によって一方が他方を上回る、あるいは下回るという状況が生じると思っております。

御指摘のように、主要国の状況でございますけれども、八〇年代から九〇年代にかけては名目金利が名目成長率を上回っておりました。例えばアメリカでは、八〇年代に高インフレに対処するために金融引締めが行われておりまして、それに加えて巨額の財政赤字を抱えていたということで高金利が継続したという背景がございます。ヨーロッパでは、市場経済への移行に伴って大量の資金需要が発生したことと、財政赤字が増加傾向にあったことなどによって、おおむね九〇年代前半において高金利が生じたということが要因として考えられます。ただ一方で、ここ一、二年を見ますと、アメリカ、イギリスなどで名目成長率が名目長期金利を上回っているということも事実でございます。

私どもの今回の参考試算では、二〇〇六年から一〇年度までは名目成長率が名目長期金利より高くなっておりまして、一一年度以降はこの関係は逆になっております。六年から一〇年度におきましては、デフレ脱却まで金融緩和が継続されるという想定をしていることなどから、名目長期金利の上昇テンポが緩やかという結果になっておりまして、そのために名目成長率が名目金利よりも高くなっております。長くなりまして。

○若林秀樹君 事実を述べただけで余り説明を意味するかと、この長期にわたってあるということに対する経済がどういう状況が起きているかということについて何か御説明いただければと思つたんですが、多分、なかなか難しい状況は聞きながら感じておりますので、そういう回答は難しいのかなというふうに思いますが、いずれにしても、これから財政再建に向けた道のりは長い。これはあくまで一里塚であり、これ自体が絵にかいたもちである可能性もあるわけですから、しっかりと財政運営をしていただきたいという指摘をして、次の質問に入らせていただきたいと思います。思っているところでありまして。

次に、税の問題にだんだん入っていきたくいうふうに思いますが、三枚目の資料を見ていただきたいと思ひます。

これは、税収、国税ということで、平成二年度が六十・一兆円、そして今審議されている十七年度が税収が四十四兆円ということでありまして、どうでしょう、十五年たつて三割ぐらい下がっているんですね。この間、様々な減税をやつてきたというのが御案内のとおりです。

一方、財政の支出の分はどんどん上がつて八十兆円を超え、右肩上がり。経済規模については、鈍化しておりますが、一応上がつてはいるという、ある意味でのまた裂き状態というんでしょうか、歳出は増え、税収はこれだけ下がつていくという状況に対して、私は基本的にはやつぱりこ

こまで放置してきた政治の責任というのがあるんではないかなというふうに思いますが、特に所得税、申告分も含めて激減しているという状況で、こまでしてきたということに対して、谷垣財務大臣の政治家としての認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 若林委員の今のおっしゃつたことは、財政が悪いというその原因にやつぱり減税をしてきたことがあるんだろうと。特に所得税ですね。それで、その減税をしたというところをどう見るかということになると思うんですが。

これなかなか、さつきからお問ひ掛けに対して難しい、難しいとばかり言っているんですが、やはり、例えば今年お願いしております定率減税のもう一回元に戻すというのにしても、定率減税入れたときはやつぱり二〇％一律減税をしたわけで、当時の底の抜けてしまつたような経済情勢から、私はあのとき大蔵政務次官というのをさせていた。当時、大臣は宮澤大臣でした。やろうと、この宮澤大臣がおつしやつたその省議で宮澤大臣の横に座つたわけですが、ああ、やつぱりこんなことまでしなきゃいけないのか、しかし、大臣がやろうと言つたらこんな思い切つたこともしちゃうのかと思ひながら宮澤さんの隣に座つていたわけですが。

私は、一定の効果は確かにあったんだと思うんです。それで、当時の底が抜けるような経済状況を回避して、その後何とか戻していく効果はあったんじゃないかと思ひますが、やつぱり後、ツケが残つているということは紛れもない事実でありますから、私は、こういうものを導入した政治の責任と問われまして、私自身も実は責任者、それは大きな責任者でございますので、どこかそれを、私はその入れたときにやつぱりどこかでこれはもう一回戻さなければいけないものだなと思つていたわけでございます。今日その元に戻すことをお願いしているというの、私、まあ個人的ことはどうでもよいと思いますが、一種の感慨はござ

います。しかし、なかなか経済の情勢であるとかいろんな見方の中でそう簡単なことばかりではないと思つておりますが、やはり先ほど申し上げましたように、何の、どういう公共サービスが本当に必要で、どういう負担が堪えられるのかと、これはもうきちつと議論をよく積み重ねてやつていくべきことだと思ひます。

○若林秀樹君 まあ、これは与野党ともに私はやつぱり政治の責任というのがあるというふうに思ひますので、こまめの財政赤字をある意味では放置してきた責任に対してやつぱりきちつと今後対応していく必要があるんじゃないかなというふうに思ひます。

これを見ていつも思うのは、平成二年、四百五十兆円のGDPのときに六十兆円あつた税収が、平成十七年度に四十四兆円というふうになつていく。今は五百兆円GDPを超えているわけ、この間様々な減税をやつてきたという意味におきまして、今、十七年度の税収を平成二年度の税制体系に置き換えたときにどのくらい収収能力があるか、数字で、ちよつと置き換えてみると出てくるんじゃないかなと思ひますが、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 一般会計税収については、平成二年度決算が六十・一兆で、平成十七年度予算は四十四兆ですから、十六兆程度減つてきているわけですね。

それで、この要因としては、平成二年当時のパブルに起因した一時的な増収がはげ落ちていったということや、そのほか、景気の低迷、累次の減税の実施と、いろいろあるんだろうと思ひます。このうち、その税制改正による影響分については、平成二年度から平成十七年度までにおける各年度の主な税制改正、これ増減収額を単純に合計することで試算してみますと、六兆円、マイナス六兆円程度の減収じやないかと見込まれます。したがって、お尋ねの平成二年度当時の制度を前提とした場合の税収については、これは今と経

それで、これをやります場合に、地方税、地方住民税の在り方と関係してまいりますが、地方住民税の在り方は、応益負担ということでありますので、住民割りをフラット化していくということを中心と考えているわけです。それで、それに、それに対応して所得税の方は、どちらかというと所得再分配機能をもう少し強化していく方向で考えてその組合せでやっていることと、そういう形で平成十八年度に抜本的な所得税改革、地方住民税改革、所得課税の改革ができるように持っていこうとい

過去の経緯はいろいろあろうとも、法律の一条を読む限り、私はこの九九年当時は一国民でしたので分かりませんが、法この一条を読む限り、個人の所得税も法人税も同列の位置付けになつておりまして、抜本的な改革することによつてこれを戻すということでありますので、これは私は議論の経過知りませんが、法律に純粋に

税の最高税率についてはやっぱり、特に法人税率についてはグローバル化が進んでいく中で、やっぱりある程度の最高税率というものが国際的に見てこの辺だなというところでない、結局長続きしないねというのがあったと思います。

それから、法人税の最高税率につきましても、やっぱり余り個人の税率の最高税率が高いと、当

おりますが、まだ議論を整理しますと二つあると思うんですね。一つは定率減税、あつ、じゃない、地方住民税に税源移譲をしていきますから、そっちの方はどうしてもフラット化の方向ですから、所得再分配と相反する方向になるわけですね。その分、こういう地方住民税に移したことによって、個人個人の税率があんまり急激に変わるようでは

困りますから、できるだけそれに合わせて所得税をやつていこうということになりますと、そちらの方はどうしても所得再分配機能を高めると申しますか、累進というものを利用してやつていかなければならぬと、累進というものが一人一人にとつてもでかい合わないことになるという問題がございます。

これはだから、何と申すか、三位一体との関係での議論と。あと所得課税、所得税そのものとしてどうしていくかというところはまだもう少し議論を、それとは別の所得税の課題ということになりますと、もう少し議論の時間をいただきますとまだ十分なものをお答えするだけの材料が現在私まだ十分持っておりません。

○若林秀樹君 三位一体改革の中で抜本的に改革して、そのときに累進構造も、所得税をいじる可能性もあるということなんですが、それこそ、もしそういうことをやるのであれば、その抜本改革の姿が見えた上で併せて定率減税をやるというのがこの一条のやっぱり趣旨だということには思っていますので、そういうことを見えない中で、一方、累進構造云々とかいってここをいじるということ、私はやっぱりちよつと順番が違ふんではないかなというふうに思います。

先ほどの資料の一枚目を見ていただきましたんですが、ここにジニ係数の改善度ということとを各国別に並べてみました。改善度で日本がやっぱり少ないんですね。所得再分配機能が弱まっているということでありまして、スウェーデンというのは、所得格差があつても、改善が五二%上がつていて、という意味で非常に再分配機能が強いということが言えるんではないかなというふうに思います。特に、税制による所得再分配の改善度が極めて弱まっているんです、今、日本は。この二十数%の中身見ますと、そのほとんどが社会保険、社会保障制度による再分配になつていて、ほとんど税制による再分配が下がつていて、これ労働省の資料によると、改善度の二〇%ぐらいは社会保障制度で、税が〇・八とか一を切つていっているんですね。そういう意味では最高税率を下げ、様々な減税制

度をやつてやっぱりゆがんでいっているという認識は、私は、私個人はあるんですけども、その辺の認識とともに、やっぱり所得再分配機能をどうやって高めていくかというのにはやっぱり喫緊の課題ではないかなというふうに思いますが、そういう認識はありますでしょうか。ジニ係数の改善度。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど三位一体との関係での所得税率、累進構造を強くする必要があるということとは申し上げたわけですが、それを超えて所得税にどういう役割を発揮させる必要があるかということについては、今委員がおっしゃいましたように、日本の所得課税の水準が非常に低くなつてきておりますので、税の上で所得再分配機能を果たさせるということになると、やっぱり一つ主役を負うべきは所得税であるわけですから、余りにも言わば所得税、基幹税であるわけですが、基幹税として税を集めてくる機能、それからもう一つ、所得税として持つてくる再分配機能、どちらかなり弱いものになつてきていることは私は否定できない事実だらうというふうに思っております。

ですから、そこでの議論は必ずしも三位一体の議論とはまた別個の議論として若林委員の御指摘のところはあるわけですが、政府税調答申でも度々指摘しておりますが、大多数の納税者が所得税の最低税率の適用のみで済んでいるというふうな特異な税率構造でいいのかどうかというふうな問題とか、各種の非課税収入や諸控除があつて課税ベースが非常に狭くなつていて、こういうふうなことにしてもっと議論を積み重ねて結論を出していかなきゃならないわけですが、ただ、これは累進構造、所得再分配機能というのとはやっぱり一方の重要な役割ですが、他方、先ほど申しましたようなグローバル化の進展とか国民のやっぱり働く気持、あるいは事業意欲といったようなものも踏まえながら議論する必要があるとは思つておりますが、所得税についてはやっぱりもう一回その所得税の機能というものをどう引き出してくるかという議論をしなきゃいけないんだと思つております。

○若林秀樹君 その中で、基本的な考え方を伺いたいんですが、納税者、納番制度の話がまた出ております。過去も嘗々とこの議論はしてきたわけで、古くさかのうなシャウブ税制のときからやっぱり垂直的な公平性を保つと、その意味において累進構造を保つていければ、総合的な包括的なやっぱり総合課税化が必要だということをやつてやつてきて、途中で崩れて、利子配当課税なんて途中でやめたり、分離したり様々なことをやつて今日に繰り返してきているわけですね。グリーンカードはなくなり、そして昭和六十二年、六十三年には、所得税法の改正の一部に附則として、利子配当、有価証券の課税の在り方について、総合課税化も含めて平成四年までに抜本的に考えようと言つていっているんです。法律まで考えておいて、結果、平成四年はやらなかったんですね。そのときの理由は、やっぱり納税者番号制度ができていない、それをほつたらかしていい、納税番号でできていない、インフラができていない、ということでもまた元を考え方を戻したという、これをずっと繰り返してきていますんで、本来の基本的な考え方に戻つて、今後どうしていくのか、納税者番号制も含めて、もう一度きちつと財務大臣としてのお考えを伺いたいなというふうに思っていますんで、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほどの平野議員の御議論の中にもあつたんですが、今、日本では少子高齢化が進展してきて、貯蓄率がだんだん下がつてくるということがございまして、日本経済の活力を維持していくという観点に立ちますと、家計の金融資産、幾ら貯蓄率が低下したとしても相当なものがあるわけですから、それをどう効率的に使つていくかという視点は、日本の元氣という点からは私は欠かせない視点だろうと思ひます。

それで、そのために、税制では、やはり貯蓄を中心に資産運用を行つていた方々に投資を行いやすい環境をつくらんと。まあ貯蓄から投資へというように標準で言われておりますが、こういう観点はやはり私は推し進めなきゃいけないだろうというふうに思つていまして、それで、そういう観点から金融商品とか所得の種類ごとにまちまちとなつてくる課税方式を二〇%の分離課税にそろえると、それから、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大をやつていくと、こういう方向で金融所得課税の一体化に取り組んでいくというのが私は必要なんじゃないかというふうに思つていまして、それで、金融所得を、今までもいろいろ総合課税、総合累進課税というのにはもう延々議論されてきたわけですが、金融所得を含めたすべての所得を総合累進課税にしていこうという考え方は、そうしますと垂直的な公平は確かに確保されるんだと思いますが、そういう投資というものを進めていこうという観点に立つて考えますと、同じ金融商品について税引き後収益の納税者間の差異が生ずることによって中立が損なわれないかとか、あるいは海外などへの資金シフトといった影響が予想されるのじゃないかといった点をやはりどうしていくかというような議論を詰めていかなきゃいけないのじゃないかと思ひます。

それからもう一つ、納税者番号制度についてお触れになりました、今度の国会でも随分納税者番号制度についてはいろいろ御議論があると思ひますが、これは総合課税との関係という観点だけではなく、金融所得の課税方式との関係をどうするか、それから、もちろん税務行政の効率化、高度化といった観点からは私は相当な効果があると思ひます。

それから、適正公平な課税という意味でもいろいろ意味がある制度だろうと思ひますが、あと、番号を活用した簡易な申告手続の導入といった、納税者利便の向上というようになことを政府税調でもいろいろ今まで議論していただいていたわけですが、いろいろ今でも議論していただけたわけにかかわるコストとか、あるいは今までなかなかでき

なかったことの1つはやっぱりプライバシー問題というようにあります。ここは相当まだまだ議論が必要なんじゃないかなというふうに思っております。

○若林秀樹君 もうその議論はずっとやってきたんですよ。その上で伺っているんで、今後、総理もいじやないかと言っているんで、今こそ納税者番号制度の制定に踏み込むべきだというふうに思います。

その今おっしゃった議論は全部これまで言ってきたんです。あとは決断だけなんです、政治的な決断だけなんです。谷垣大臣の政治的な決断、お言葉を聞きたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) いや、議論は確かにたくさんございました。決断だけでできるなら簡単でございますが、やはり何のためにこれを設けるのかということについては、まだ私は決断だけと言には相当やっぱり、これをめぐる利害状況と申しますか、利害状況と言つて言葉悪いですね、やっぱりどういう制度を目してこれを入れていくのかということについては、まだ相当意見は分かれていますというふうに私自身は思っております。

だから、そこを詰めないとい、えい、やっというだけではなかなかいかないという、ちよっと煮え切らない答弁でございますが。

○若林秀樹君 そういう答弁もずっとこれまでやってきたんで、それは政治的決断して、そういう細部にわたって様々な論点をきちんとこへ収れんさせていかなきゃいけない。その気持ちがあるかなんですよ。そのお気持ちはあるというふうには私は理解しましたんで、是非よろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

時間がないんで、最後、サラリーマンの確定申告について伺いたいと思います。

もうこれも御案内のとおり、源泉徴収が一九四〇年のときに戦費調達の中で出てきて、結果、シャウブ税制勧告もこの源泉徴収、年末調整はおかしいんじゃないかという話があって、結局申告納税制度に戻って、過去の経緯あったんですが、結局

今日まで年末調整は続いているわけですね。形としては申告納税制度になっているんですが、年末調整というものをいれることによって結果的にはそれは事実上なっていないと私は思っているわけでありまして。

私は、やっぱりこれを、年末調整はなくて、自ら、個人がやっぱり確定申告をするということが政治的にも非常に重要ではないかなというふうに思っております。

例えば、特定支出控除というのがあるんですが、給与所得控除が非常に高く引かれているんですね。サラリーマンは確定申告で年末調整しているからこんな給与所得控除があるなんて全然思っていないわけですね。せつかく特定支出控除があつて、研修費とか通勤費とか移動費とか、様々な控除ができるにもかかわらず、これ調べたら、四千数百万人給与所得者がいて、特定支出控除を利用したのは十人です。たったの十人でありまして。そういう制度があることさえ知らないんであります。

私はやはり、税制民主主義の確立、あるいは国民が税金の無駄遣いをやっぱりなくすというその監視する力を付けるためにも、そして何よりもやっぱり税制の政策の効果を現すためにも、私は年末調整というものをなくして確定申告にすぐすべきだというふうに思いますが、大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○副大臣(上田勇君) お答えをいたします。

最初に、特定支出控除の話がございました。これは委員がおっしゃったように、平成十五年、まだ十人しか利用している人間がないということでありまして、その理由については、余り周知されていなくて、その面もあるのかもしれないが、もう一つは、やはりサラリーマンの給与所得者の経費というのはどういふものが該当するのか、あるいは、今、給与所得者につきましては相当給与所得控除の部分で控除が認められておりまして、果たしてそれを上回る、実際にそういうのを積み上げていったときに経費に相当するものがどれだけあるのかというように考えると、数が少

ないというのは、今の所得控除が結構大きな割合を占め、持っているからということもあるのかもしれないし、また実際にそれを積み上げていく努力といったものというようにその関係があるのかもしれないが、いづれにしても余り利用されていないというのは事実であります。

年末調整ですけれども、これは正に今おっしゃったとおり、年末調整がありますと、本来納税すべき税額、これはもう年末調整で精算されまうので、実際に最近では確定申告を利用される方が増えていっていると言われておりますけれども、それでも大抵の給与所得者の場合は年末調整で終わって確定申告をする必要がないという制度となっております。

この年末調整制度というのはある意味で簡便な納税制度だと、手続が簡略化するというメリットもあるわけでありまして、そういう納税者あるいは行政側の合わせたそういう社会的な費用を、何というんですか、節約するという意味から、という意味もあるんじゃないかというふうには思います。

そういう意味では、政府税調ではこの年末調整の制度を今後とも継続すべきではないかという意見でございますが、ただ、今おっしゃった、委員がおっしゃったように、やっぱり納税、給与所得者についても納税意識をやっぱり持つていただく、税金の在り方について意識を持つていただくというのも非常に大きな意義ではないかというふうにも思いますし、また、その特定控除を使われる方が余りにも、十人というのほとんどゼロに近い話でございますので、こういった状況というのはやっぱり制度としていかなものかというようにすることもございます。

そういう意味では、これからその特定支出控除の範囲等についても検討する必要がありますし、また、今の申告納税の制度はやっぱり電子申告も増えていくわけでありまして、そういった手続やそういう方法も、申告手続も簡便化する、そういった環境整備であるとか、あるいは税務署

の体制の整備、そういったことも含めて考えていかなければいけないことだろうというふうには思っております。

そういう意味では、更にこの確定申告、全部を確定申告で義務付けるというようにすることというのはいかかとは思いますが、もう少しそれを使ってもらえるような形、それをやはりいろいろ、今申し上げましたいろいろな総合的な検討の中で更に議論を深めていく必要があるんじゃないかというふうには思っております。

○若林秀樹君 やるのかやらないのかはつきりしないようなお答えでしたけれども、非常に、多分おっしゃってて矛盾を感じられていたんじゃないですか。

特定支出使わないというのは、やっぱりこれは年末調整があるからやっぱりやらないんであつて、そんなわざわざ税務署行ってそんなやらないですよ。だから、やっぱり年末調整はやるんです。それはやっぱり企業がコストを負担しているんですよ、これは。本来はやらなくていいことをやっぱりやっているわけで、一方、やっぱりe-Japanというんであれば、電子申告制度をきちんとやっぱり整備すれば今の税務署の職員数を大幅に増やさなくても私はできると思いますし、現実にアメリカではそういうことをやりながらそんなに多くない人数でやっているわけですから、私はこれもまたやっぱり政治的な決断ではないかなというふうにも思います。是非またこれは引き続きまたやっていきたいと思ひますし、勤労者の集まりや連合もこの完全な申告納税制度というのは政策に置いていますんで、むしろ彼らがやりたいと言わけてございますんで、是非また御検討をいただきたいと思います。

八分までですが、最後、NPO法人に対する優遇税制、ちよっと伺っている時間がないんですけども、今回の民主党の修正法案の中に含めていますんで、パブリックサポートテストなり、その緩和を緩めるということで、今回調べたら、二回、前回、二年前にそのNPO、この認定、NPO法

人のサポートを少し緩めたんですが、今三十ですかね。ほとんど増えていないんです。

私はやっぱり、これからの日本社会の在り方を考えれば、本来政府がやってきたことをNPOがやることによってやっぱり社会的なコストを下げることによって税収が下がっても、社会的コストを下げるのが大きければ大きくやっぱり社会の在り方をダイナミックにやっぱり転換できるんじゃないかなという、そういうダイナミックな考え方も是非財務省としても取り入れていただきたいなというふうに思っているところでもあります。

今日お話しした話は、国の在り方、そして財政再建、それをどうするかということでもあります。私は、スウェーデンの例を挙げましたけれども、決してスウェーデンがいいと言っているわけではなく、税金と保険料を使って社会の共同事業をどうするかという本質的な議論にいていない、そのことに對しての私は最大の危機感を感じてますし、これからいろいろ税の話が出てくると思います。そのときに一番重要なのはやっぱり政治の信頼度ではないかなというふうに思っております。その政治の信頼度を我々の尺度に当てはめれば、政権交代がやっぱり必要だと、そのことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○広田一君 民主党・新緑風会の広田一でございます。

大臣始め皆様方、長時間お疲れさまでございますが、もうしばらくお付き合いをしていただききたいというふうに思います。

私はまず、この平成十七年度の予算案に対する評価について伺いをしたいというふうに思います。

谷垣大臣は今回の予算案につきまして三つの改善がなされたというふうなことを強調をされているわけでありまして。一つは一般歳出の削減、もう一つは国債の新規発行の減額、そして三つ目はプライマリバランスの赤字縮小ということでございます。

います。

大臣、先日、広野委員の十七年度予算案について点数を付けると何点だと思われるのかという質問に對しまして、点数は言わずに、比較的できるいい予算というふうに評価をされたわけでございます。

そこで、先ほど来議論のございましたように、これからの国債等の発行の規模にいたしまして、また定率減税の縮減の是非等にいたしまして、一つの判断材料といたしまして、やはり国のスリム化といったものが国民の皆様から見ても本當に進んでいるのか。その意味で、一般歳出の削減について、予算編成方針の下でどのように立てられて、実際どうなったのか、このことについてまず大臣にお伺いをしたいというふうに思います。

○国務大臣(谷垣 一君) 一般会計歳出削減、何をやったのかというお問い合わせですね。

それで、これは平成十七年度予算、これは歳出改革路線を堅持、強化するというのが一つの目標でございました。具体的には、高齢化の進展がございまして、社会保障関係を中心とする義務的経費はほっておくと一・三兆、自然増の増加圧力があるわけで、先ほど、一般歳出について三年ぶりに対前年度比マイナス、これは〇・三兆円マイナスにしたわけでございますが、その背景にはそういう自然増を圧縮していくというのがなければできなかったというところがございます。それで、社会保障関係はそういうことでプラス二・九%というところがございます。

それからあと、我が国の経済の活性化とか将来の発展ということを考えますと、科学技術振興費はこのところずっとプラスにしております。これはプラス二・六%ということですが、そのほかは、主要な経費については、三位一体とか防衛、公共事業など、どこも相当切り込んだということではないかと思っております。文教費はマイナス六・七%、それから防衛関係費はマイナス一%、公共事業関係費はマイナス三・六%、そういった社会保障と科学技術振興費以外はすべて対

前年度マイナスだということでございまして、先ほど申し上げたような結果をつくるためにはそういうことをやったと。

結局、今後の課題となつてまいりますのは、これも度々申しますように、四十兆兆の一般歳出のうち四三・一%、二十兆兆が社会保障ですから、社会保障を更にどうしていくかということがございまして、引き続き、三位一体等、国と地方の関係も見直しの大きな項目であることは事実でございます。

しかし、他方、ちょっと先に言ってしまうかもしれませんが、平成十三年度から平成十七年度までの予算を見ますと、社会保障については恐らく、ちよつと今数字が手元にありませんが、一七・八%は全体で伸びていると思いますが、ほかの経費は軒並みもう数年前に比べると二〇%減つたとか十数%減つたとかいうことでありますから、もう社会保障の伸びとあとのところのこの抑え方というのにもう画然とした差が、はつきりとした特徴が出てきておまして、このまま推移すると財政全体のバランスも非常に悪いものになつてしまつと。回すべきところにもなかなか回らないという状況も一方でございますから、そういう無駄なところは徹底的に締めるということには必要であります。同時に、歳入面からの視野も併せて持つていかないと、全体のバランスが非常に悪くなつてくるかなと思つてるところでございます。

○広田一君 どうもありがとうございます。

大臣の冒頭の部分の説明の中で、確かに一般歳出は、平成十七年度予算編成のポイントということを見させていだいても、社会保障関係費等の増加圧力の中、この御説明がございました、三位一体の改革、これもございましたけれども、またいろいろ削減努力の積み重ねによつて三年ぶりの対前年比のマイナスを達成というふうなことにあります。確かに、四十七兆二千億と三千四百億円の余りのマイナスというふうになつてくるのは事実でございます。

しかし、私は、本當に先ほど来大臣がおっしゃたように、徹底的な無駄等を省いた一般歳出の見直しがされたのかどうか、このことについて甚だ疑問な点がございまして、以下質問をさせていただきます。

まず、数字の確認なんですけれども、先ほどのお話の中でありました三位一体の改革、この中で、引き続き一般歳出に当たるものが交付金化の改革になると思ふんですけれども、これを除きました税源移譲に結び付くものと、国、地方を通じたスリム化、この合計額は一体幾らになりますでしょうか。

○政府参考人(杉本和行君) 数字でございますのでお答えをさせていただきます。

十七年度予算編成の一般歳出の増減の中で三位一体改革の税源移譲につながつたものが約一兆一千億円でございます。それから、三位一体改革による地方向けの補助金等のスリム化、これが三千億円でございまして、両方合わせますと約一兆四千億ということになります。

○広田一君 御答弁のとおりで、一兆四千二百五十億ということになります。この部分につきましては、義務教育の国庫負担金は十六年度と比べて一五・八%減額されているというふうに、ということで計上されておりますように、三位一体の改革に伴う一般歳出の削減分であるというふうに考えられるわけでございます。

それから、先ほどの大臣の御説明の中にございましたように、そうはいないながら、もう社会保障関係経費というのはどうしても増加せざるを得ないと、その部分が五千八百三十八億あるわけです。これらは仕方ないとして、先ほど言いました一兆四千二百五十億から五千八百三十八億を引きますと、これが八千四百十二億となります。つまり、この数字というのは、単純に、最低でもこのくらいは今年度の予算案において一般歳出のカットとして自動的に可能であつたんじゃないか。しかし、実際は、出てきた数字は三千四百九十一億円の削減にとどまつております。

けれども、これは一体どうしたわけでしょうか。御説明をお願いします。

○政府参考人(杉本和行君) 概算要求基準時点で見込みました義務的経費の増、これが九千六百億円ございました。うち、社会保障関係、年金、医療等の増が八千六百億円でございます。それに概算要求基準時に社会保障改革によって削減することとされた自然増が二千二百億円ございました。それから、概算要求のときに、例外事項といいますが、予算編成過程で検討することになりまして、これが年金国庫負担の定率分とか、それから障害無年金者に対する措置だとか、それから年金事務費の関係、こういうものがございまして、これが合計で一千四百億円ございました。

したがって、今申し上げました概算要求時における義務的経費の増、それから社会保障の削減されることとされた自然増、それから概算要求基準の例外事項、こういうものを合わせますと、合計一兆三千二百億円でございます。

それに対して、今申し上げました三位一体関係の税源移譲関係が一兆一千億円強、それから三位一体関係が三千億円。したがって、その他の削減努力を二千四百億円やりまして、その結果といたしまして、対前年度一般歳出の関係で三千四百九十億円の減が達成されているというふうな私どもは分析しております。

○広田一君 御説明の中で概算等のところからの積み増しのお話等があったわけでございますけれども、私が問いかけたことは、確かに社会保障関係でいろいろな御努力をされたというお話なんですけれども、結果といたしまして、三位一体改革絡みでは、そういった御努力の中でもどうしても増えざるを得なかった社会保障関係分の五千八百億円というものを差し引いても、結果として三位一体の絡みで一兆四千億円が一般歳出からこれ自動的にカットされるわけでございますので、どうしても単純にやりまして八千億円、八千五百億円近くのこれは歳出カットが元々できたのでは

ないか。しかしながら、現状では三千四百億円余りにとどまっております。

つまり、その五千億円近くというのが実質的には一般歳出の増加分に当たるんじゃないかなというふうに思われますけれども、そういった視点での疑問についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(杉本和行君) 一つ申し上げたいのは、概算要求時には織り込んでおりませんでしたが、予算編成過程で検討すべきだとされたものがございまして、それが先ほど申し上げました年金の国庫負担の、基礎年金の国庫負担の引上げだとか無年金障害だとか年金事務費とか、そういうものがございまして、そういうことが一点ございます。

それから、予算編成時におきまして、やはりその義務的経費が一体どれだけのものかというところを社会保障の自然増等に対して見込んだわけでございますが、その概算要求時点で削減したのもございまして、それが先生のおっしゃった社会保障関係予算、結果としてそうだったということと、削減努力をいたしまして落としてきたというところがございますので、その努力も織り込んでいたかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

それから、予算編成時に向けて、例えば社会保障関係費につきましてもいろいろな概算要求時からの見直し等がございます。具体的な自然増の計数とか見直しがございまして、そういう努力を織り込んでまいりまして、今申し上げましたように、全体で義務的経費の増が一兆三千億円ございまして、それに対して三位一体改革のマイナスが一兆四千、それ以外の努力で二千四百ございまして、たというのが、私たちが全体の予算を概算要求時、それから概算要求時の例外事項になったもの、概算要求時からいろいろ変化があったもの、そういうものを織り込んで分析しているところでございます。

○広田一君 じゃ、その社会保障関係についてちょっとお伺いをしたいんですけども、確かにそのような積み上げの自然増分をいろいろな見直しで縮減していったというお話なんですけど、けど、その大本は都道府県に対する国民健康保険の負担分の移譲、その額が実際は大宗を占めていたんじゃないかなと。本来だったら、先ほどのお話のように、一兆円ずつがこの五千億円台でどまっていたのはまさしくそこが占めているんであって、おっしゃるところのいろいろな努力はされたとは思いますが、結果的にはその部分が非常に大きかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(杉本和行君) 三位一体改革の中で、国民健康保険の関係で地方に、三位一体改革で国から地方へというのがございまして、それが非常に大きな要素を占めているということはおっしゃるとおりでございます。

私どもは、これも全体の制度改革の中の一つの大きな要素だと思っておりますが、それ以外にも介護保険制度の改革、それからその他のいろいろ、生活保護の一部見直ししたりいろいろなことをやっておりますので、そういうものを合わせたものの結果として社会保障関係費が申し上げているような数字になっているようなものでございまして、確かに国民健康保険の制度改革は非常に大きな要素でございますが、それ以外にも今申し上げましたように介護保険改革、その他福祉の面、いろいろ改革を積み上げた結果が申し上げたような二・九%という増加額になっているということでございます。

○広田一君 それでは、ちょっと視点を変えてこの一般歳出の削減分についてお伺いをしたいというふうに思いますけれども、先ほどの大臣の方の御説明のとおり、実際、先ほどの社会保障関係費と科学技術振興費、こういった除く費用につきましては軒並みマイナスで、十七年度の一般会計歳出概算主要経費の内訳を見てももう三角だけでございます。確かにそれとおりなんですけれども、しかし一方で、予算編成段階において張りや今後付けていかなければいけないというこ

とで、十六年の十二月三日に閣議決定をされました予算編成の基本方針、この中で重点分野というものを掲げられております。

それは、人間力の向上、教育関係であるとか、あと魅力ある都市と地方の形成であるとか、少子高齢化対策、そして地球環境問題への対応と、こういうふうなことで四項目を掲げて、それに対して張りという名の下のこの部分が結果的に、めり張りという名の下において結果として、本来、先ほど申し上げたように、もっと一般歳出の削減ができたんだけれども、結果として削減率が圧縮された要因になっているんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(杉本和行君) 先生がおっしゃるように、四分野に対して予算の重点的配分ということを心掛けて十七年度予算編成は行われております。

人間力の向上に関しては、大学改革の一層の推進だとか若年者雇用対策の推進だとか、こういったところはそれぞれ予算の増額をさせていただいております。それから、公平で安心な高齢化社会対策につきましては、少子化対策といたしまして保育所経費の増額、保育所運営費の増額だとか、健康フロンティアという形でいろいろな予防的な措置、こういうところを新規で増額したりしております。それから、個性と工夫に満ちた魅力のある都市と地方ということで観光立国の実現だとか、中小企業の創業への支援、こういうところも増額させていただいております。それから、循環型社会の構築等についても、脱温暖化社会の構築ということで増額をさせていただいております。そういう意味で、おっしゃいますように、主要経費別に見ますと、先ほど大臣から御答弁ございましたように、社会保障関係費と科学技術振興費がプラスでございますが、それ以外のそれぞれの経費の中身を見ただけですと、文教科学だとか文教費の中におきましても、中小企業関係費の中におきましても、それから公共事業関係費の中

におきましても、それぞれ張り付けさしていただいているところでございまして、それぞれの経費の身中で張り付けました結果、最終的な姿として一般歳出がマイナスになっていることは先生の御指摘のとおりだと思います。

○広田一君 済みません、もし数字が分れば教えていただきたいんですが、その四つの分野の張り付けたい方になるのか張りの方になるのか分かりませんが、増加分は一体お幾らになるのか、概算で結構なのでお示しをいただきたいと思っています。

○政府参考人(杉本和行君) それぞれの施策につきまして、例えば人間力の向上でございまして、大学改革の推進につきましては五百三十三億円で一八%増にしておりますとか、若年者雇用対策でございまして、三百七十四億円でいたしまして二四%の増となっております。それから、少子化対策でございまして、保育所運営関係費で二千七百九十六億円で、これ五%の増。健康フロンティアでございまして、マンモグラフィで三十九億円で、日常生活圏域の介護予防拠点の重点整備で二百二十五、これは新規でございまして。それから、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方ということでございまして、観光立国の実現ということで、これは三十八億円で一%の増。中小企業の創業支援につきましては、百五十八億円で三九%の増。循環型社会の構築、地球環境問題への対応でございまして、脱温暖化社会の構築で二百三十億円で、これは八六%の対前年増になっておりまして、こういった個別の施策の数字はございますが、最終的にそれぞれ足し上げて幾らというところは今のところまだ集計しておりません。

○広田一君 そういったお話を聞いたときに、確かにこれから時代に合った重点化というものはしていかなければいけないというふうに思います。そうした中で、張り付けした予算編成というものが私は大事なことだろうというふうに思います。ですから、その一方で、いろんな意味で、国そ

のものの自身として時代に合わなくなった、不要となったそういった事業を、まあ使い古された言葉ですけども、スクラップ・アンド・ビルドですか、こういうことをすることがやはり重要だったんじゃないか。で、今回の予算編成においてその視点の欠けていたがために、実際、一般歳出が削減というふうになったんですけども、その削減率というものが圧縮をされてしまったんじゃないかなというふうに考えるわけでございまして。

それとちよつと関連してお聞きしたいんですけども、小泉総理は、参議院の本会議の答弁等でも強調されていることに、財政健全化のために歳出の無駄を徹底的に排するということをおっしゃっております。そうした視点で一体幾らの無駄を今回の予算編成において排したのか、その数字が分かればお示しをいただきたいと思っています。

○政府参考人(杉本和行君) 歳出改革の中で具体的にどういうことをやったかということでお答えさせていただきますと、例えば社会保障関係費でございまして、先ほどありました介護保険制度の見直し、これにつきましては、十七年度予算ベースで、国庫負担ベースで申し上げますと四百二十億円の削減になっておりますし、これは平年度ベースにいたしますと約千億円の削減になっております。給付費ベース、社会保障給付のベースで申し上げますと、初年度千三百十億円、平年度三千億円といったことになってございます。

それから、その他、例えばいろんなところで、スクラップ・アンド・ビルドというお話もございましたので、例えば省庁を超えた交付金の創設というところで、地方の自主性、裁量性の向上と地方再生の観点から、汚水処理等の補助金を内閣府の下で一本化するような地域再生交付金を創設してございまして、これはいろんな経費をまとめまして八十億円創設するといったこともやってございます。

それから、細かいところに参りますと、その事務コストの削減ということで、航空割引運賃の活

用だとか公用車の効率化、台数削減、こういうこともやってございますし、事務運営の見直しということで刑務所等の実施業務の効率化ということもやってございます。これは八億円の効果があつたと考えております。

その他、国税庁の電算システムをオープンシステム化して維持費を減らしていくとか、庁舎の割当てを見直してオフィスを民間賃貸ビルより庁舎内の空きスペースに移転するだとか、こういったこともやってございますし、歳入の方の対策といったしましては、細かいことですが、国有財産の売却促進だとかそういったこともやってございまして、いろんな、細かいところから大きな制度に至るまでいろんなところに目くばせしながらできる限りのスクラップ・アンド・ビルド、効率化を図った結果が今申し上げている最終的な姿になっていったと考えております。

○広田一君 どうもありがとうございます。

そうした中で、少しちよつと分かりやすいところで伺いたいのが、さっきの三位一体の改革の関係で、一兆四千億円の結果として国庫補助事業等がなくなったわけなんですけれども、このことによって、それに伴う経費の削減であるとか、そして将来的には人員の整理であるとか、これはもう一兆四千億を超える事業がなくなるわけですから、こういったことが国のそのようなスリム化にどのような貢献をされるというふうにお考えなのか、教えていただきたいと思っています。

○政府参考人(杉本和行君) 一兆四千億円のうち、義務教育国庫負担金それから国民健康保険の関係、そういったものは、義務教育国庫負担金の場合には、国庫負担から今暫定的な形で税源移譲予定交付金という形で地方に配付されるということになると思っております。それから、国民健康保険の場合は、国で見えておりました経費のうちの一部が地方に移管されますので、地方の方で全体として医療の地域間格差をどうするか、医療の効率化をどうやって図っていくのか、そういうことが、いろいろ考えながら経費が地方の方で措置

されることになると思っております。

それから、その他、養護老人ホームの関係とか、個別の補助金の一般財源化がございまして、そういったものにつきましては、地方の創意工夫、国で一律的にやっているよりも地方の創意工夫がいろいろ勘案される場面があるんだと考えております。

それから、十七年度で申しますと、公共投資関係の補助金の交付金化が三千四百億でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたような、補助金が交付金化されるということによって非常に大ぐりになり、かつ地方の裁量が増えたような事業が実施されるのではないかと思っております。

それから、スリム化の関係でございまして、これにつきましては、スリム化いたしましたので、その分の事業費がそのまま減っていくことになっておりますので、思いますので、全体としての国、公の部分がやっていく事業が減っていくということにつながるかと考えております。

○広田一君 私は、そういうことを通じて結果的に人員的にとか経費的にどういった削減があるのかというふうな質問だったんですけども、じゃ、この一般歳出の削減努力についてる御答弁をいただきましたが、確かに国の方も努力をしているというふうなことは、私も一定、御答弁等で理解をすることができました。

しかしながら、金額的にも結果的に見ましても、今回の十七年度予算案に占める一般歳出の削減はやっぱり地方頼みの結果であつたんじゃないかなというふうに言わざるを得ないというふうに思います。やはり、その部分が大宗を占めた結果、歳出削減が可能だったんじゃないか。ということは、逆に言えば、今後三位一体の改革等が一段落をしたときに取組んでいくのか、非常になかなか難しい問題が出てくるんだらうというふうに考えます。

そうした場合に、やはり今回のことを見たとき

には、冒頭申し上げましたように、いろんな社会保障の歳出アップの圧力とか、それに対していろいろな取組をした、また個々細かいことを積み上げながら歳出削減努力をしたということなんですけれども、私は、結果としては何か、四点の重要分野に対する増加とかそういうことを見ると、まだまだ切り込みが足りない部分があったんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

そして、ちょっと次に移らせていただきたいと思いますけれども、これも一般歳出削減の関連なんです、このことのまた評価についての関連なんですけれども、先ほど申し上げたように、単に、前年度と比べてとか過去と比べてというふうなお話はもちろん重要なんですけれども、いろいろな視点で比較をすべきだろうというふうに思います。

例えばその一つが、実際に財務省さんも総務省さんも行っておりますけれども、地方財政との比較だろうというふうに考えるわけでございます。地方全体との比較等はされておりますけれども、私自身がすごい非常に気になることが、財務省さんの方は、例えば経済財政諮問会議に提出した資料の中で、地方財政は国民の皆さんに対してアカウンタビリティーを損なっているというふうな趣旨のことを提出資料の中で述べられております。確かに地方も無駄な歳出があるというところはもう事実で、率直に認めなければいけないところもあるかと思いますが、しかし、事一般歳出の削減努力というところを見れば、国に勝っている地方自治体というものが多いんじゃないか、特に財政力指数の低いEグループに属しているところなんかは私はかなりの努力をしているんじゃないかなというふうに思います。

私の出身である高知県の例を引いて恐縮なんですけれども、これと、うちの県と国の一般歳出の推移を比較しますと、平成五年を一〇〇とした場合には、平成十七年度の予算案時点で高知県の場合はマイナス二六・六ポイントです。対して、国の方はプラスの一八・五ポイントというふうになっ

ております。もちろん、国と地方との、単純に比較することはできませんし、規模も違えば歳出の内容もおのずから違ってくるわけです。しかし、繰り返しになりますけれども、歳出の削減努力ということを考えたら私は一つの目安となるのではないかなというふうに考えております。

国、特に財務省さんが、地方財政はアカウンタビリティーを果たしていないとか、地方交付税絡みでモラルハザードを起こしていると言っているのは構なんですけれども、一方で、地方の努力、個々の県の努力とか取組についても評価すべきところは評価して、また学ぶべき点は学んで、このこと、そういう姿勢が、結果として財務省が目指す国、地方を通じたスリム化というふうなことの推進につながるんじゃないかと思っておりますけれども、谷垣大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(谷垣 一 君) 広田委員がおっしゃることはよく分かるわけです。

私が確かに経済財政諮問会議の中で、地方財政、アカウンタビリティーが足りない、透明度が足りないというふうなことで問題提起をしたのは事実でございます。

それは、主として申し上げますと、私も財務省が地方財政に関与します分は、地方財政計画の策定、そしてそれに伴って歳出と歳入のギャップがあれば、当然、特例加算やそういったもので対応するわけでございますから、私たちが関与するのはそういう場面でございます。

あのとき主として申し上げたことは、一つは、単独事業の投資的経費のようなものは計上されているよりも後から決算が出てくると相当低くなっているけれども、必ずしも、低く積んだものであるに高く計算してあるところもあって、そのところの乖離があるではないかということをお願いしたのが一つであります。

そこもいろいろ議論が当然あるんだろうと思いますが、余り、それぞれの自治体の自治というものがあつた中で、余り細かに国が裁量をするようなことは果たしていないかという御批判も私は当然

あるんだろうと思っております。ただ、足らないところを特例加算なんかで入れていくということになりますと、ある程度その背景に合理的な説明がないといけない。そういうようなことをもう少し改善してほしいということをお願いしたわけで、今日は政務官がおいでいらつしやいます、大分この今度の予算ではそういった辺りの透明性というふうなことも意を用いていただいて、私ももお認めし、それでいいことと、まだ緒に就いたばかりでございますけれども。

そういった意味での、何年かたつてみて、地財計画のその算定はそう大きく乖離が、決算が出てきたら物すごく大きな乖離があつたというふうなことではやっぱり説明責任にならないんじゃないかという気持ちは今でも持つておりまして、今後とも、総務省もそこは非常に御努力をいただいておりますけれども、今後ともそういうところは、なるほど決算をやつてみたら割合びつと合つていたという、それは完全にびつと合つたところとはないわけですが、かなりそのこととはえらい乖離があつたなということではなかったんだなというふうなことを目指したいと思っております。

○広田 一 君 確かに、地財計画から見てのいろいろな御指摘であつたというふうに思います。

地財計画から見て、けど、実際の何か無駄遣いについては非常に事細かな具体例を挙げられて、ペットの遊園地とかいうふうなことがあつたんですけれど、私は、大きなところからいきなり事細かなところまで視点が行くんであるんだつたら、その中間かどうかは分かりませんけれども、各県の取組ですと、実際問題になつていのは地方財政計画と各県なり市町村なりが予算編成するときに実態との乖離が相当あると。それと同時に、地方財政計画を、確かに地方もそれを見ながらいろんな予算編成しているんですけれども、現実的には財政力の弱い、厳しいところであるほど非常に削減努力をしているということ、これは是非大臣に御理解をしていただきたいですし、

ここがやはりしっかりとお互いが信頼関係、つまり地方の歳出削減努力といったものについても評価すべきところがないと、繰り返しになりますけれども、国、地方を通じたスリム化の推進というところでお互い一致協力してできなくなるんじゃないか、そういったところはやっぱり都道府県の、四十七しかないわけですから、その取組については個々是非分析をしていただいて、評価をしてもらいたいなというふうに思います。

そこで、ちょっと提案になるんですけど、そうした中で是非財務省の若手の方々だろうか、中堅の方々か、ちょっと分かりませんが、そういう方々には是非地方の方に出向していただく、地方の予算編成といったものに携わっていただきたい。このことによつて、地方の無駄遣いといったものも改めて分かることもあろうかと思っておりますけれども、やはり自分たちがちょっとマクロから見ただけでは見えなかつたいろいろな地方の苦労、努力といったものもまさしく実感として感じられると思っております、そういう地方自治体との人的交流、今もやっているというふうにお聞きするんですけど、そのことを拡大をすべきじゃないかなというふうに思っております、大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(谷垣 一 君) 確かに、今、広田委員がおっしゃいましたように、相互の理解を持つてやつていかないと進むべきものも進まなくなつてしまふというところがあると思っております。

それから、私も財務省が予算をつくるに当たります、その地財計画についてかなり言わば具体的に申しますと、細部までと言つとちよつとまた地方自治との関係で問題があるんだろうとは思いますが、かなり細かに見ていくというふうなことができるようになりましたのも比較的最近のことでございます。

で、それはなぜそういうことができるようになったのかと申しますと、今、広田委員の御提案のように、財務省からもそれぞれのその自治体に出向して、いろいろ地方財政のことを勉強して

いただく機会がございまして、そういうようなことが多少蓄積してきたということもあるわけでございます。

ですから、今後とも、地方公共団体との間の人事交流については、今言ったような相互理解の促進とか、私も人材を育成していく上で意味があると思いますし、組織の活性化という点でも意義があると思います。特に、三位一体をあれとして、こう地方分権が進んでいく場合には更にそういうことを理解しないとなかなかやれないと思いますので、これは我々だけの考えでやるわけにはいきません、地方公共団体のお考えも踏まえなければならぬわけでございますので、私ももう少し進めてみたいと思っております。

○広田一君 是非よろしくお願いしたいと思っております。そのことを通じまして、私も国の方が歳出削減努力をしないというふうには思わないわけですから、その努力が足りないとい、十分にやらない。そうした中で、財政力の厳しい、弱い地方が本当に国に先駆けて歳出削減努力をしているわけでございますから、言わばそこから学ぶべきところを是非とも酌み取っていただきたいというところを要望しておきたいと思っております。

その関係で、国と地方との関係で、いわゆる三位一体の改革についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

この問題を考えるときには、まず今年度、十六年度の三位一体の改革の評価というものについて考えなければいけないんじゃないかなというふうに思うわけですが、今年度の地方財政計画では、地方向けの補助金といったものが一兆三千億円削減をいたしましたし、さらに地方交付税と臨時財政対策債、これが合わせて二兆八千五百九十一億円の削減をされました。これは、この部分は地方から見れば大幅なマイナスということになるわけでございますけれども、プラスに当たる税源移譲といったものが四千五百九十四億にとどまったわけでございます。差引き三兆四千億円の

大幅な減少です。確かに、先ほどのマクロ的な地方財政計画上の収支は合うわけでございますけれども、現実にはさにあらずで、特に財政力の弱い県や市町村に対しては相当な打撃になったわけであります。

例えば、うちの高知の場合なんかは、実は平成十四年に一般会計で約五千四百億円で収支均衡予算というのを組むことができた。それからわずかに二年後の今年度、予算規模を更に一割削減をして、額にしては六百億円の削減ですけども、これを縮小したにもかかわらず二百三十六億円の財源不足が生じたわけでございます。この額が地方交付税等の削減分である二百三十七億とほぼ同額なわけですね。

つまり、今回の各地域出ておりました地方の財政危機、つまり自分たちの貯金に当たる財政調整的な基金をほとんど取り崩さないと予算が組めなかったというふうな危機的な状況は、やはりこの国の一方的な政策変更によってもたらされたというふうな言わざるを得ないと思っておりますけれども、今年度の三位一体の改革についてどのような評価をされているのか、御所見をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 平成十六年度は、具体的に言いますと、四兆円という補助金改革の目標を定めた中で一兆円やったわけですね。それで、それを所得譲与税と税源移譲予定特例交付金という形で地方に所要の財源を手当てした。それから、地方交付税については必要な財源を確保しながら補助金削減とか地方歳出見直しを通じた削減を行ったわけでございます。それで、今のお話のように、財政力の弱い地方団体では予算編成が非常に厳しい状況にあったという話、これは私もも伺っております。

ただ、地方財政については十六年度末に交付税特会の借入金残高が五十兆になるわけですし、また地方の借入金残高が二百兆を超えるというふうに見込まれておりますので、これはそういう状況の中で地方歳出の徹底した見直しを通じた財政

健全化は避けられなかったというふうに私は思っております。

それで、今おっしゃったように、いろいろマクロで見た、何というんでしょうか、地財計画と、ミクロで見たそれぞれの配分というので見た場合、随分違いがあったというふうに私も聞いております。例えば、私、広田さんのところと私の地元とはちよつと違いますが、段階補正がなくなつて、その上に今度こういうので、こういうのつて、三位一体まで掛かってきて、もうたまたまもんじやないなんというの、私も地元へ帰りますと、私の地元の小さな町長なんかにはもうさんざん突き上げられたというようなことは確かにあったわけでございますが。

十六年度の地財計画の規模は、十五年度と比べますと、マイナス一・五兆円。ただこれは、実は十四年度、十五年度ともほぼ同じ額のスリム化をやつてきたわけですが、去年はそのところろが、いろんなことが重なつてきたということがあったんだらうと思つて、去年が非常にやつぱり大きく、大きな反応があったということは私もよく承知しております。去年、十六年度ですね。

○広田一君 その大きな反応があつて、十七年度のこの三位一体の改革については、地方の方に補助金改革の具体的な案とかが投げ掛けられたり、そして国と地方との協議の場といったものができて、いわゆる、今まで財務省さんと総務省さんが作つていた地財計画等についても、いろいろな形で国の思い、考え方というものが反映できるよう仕組まが今後できていくだろうということが期待されるという意味で、この十七年度の三位一体の改革を通じてもたらされたことは、私は、非常に画期的なこと多かつたし、評価をすべき点多かつたというふうに思います。

それは逆に言えば、余りにも、この十六年度、今年度の三位一体の改革というものが一方的であり、急激なものであり、地方に対する説明責任が十分でないかつたということの裏返しにもなるんじゃないかなというふうに考えるわけござ

います。そうした中の、私は教訓を酌んだこの十七年度の取組であつてほしいというふうに思うわけなんですけれども。

ただ、この十七年度の三位一体の改革の評価についても、谷垣大臣と地方の見解とはかなり開きがあるのではないかな。財政演説の中でも、この三位一体の部分につきましては、大臣は、「地方の権限と責任を拡大し、必要な行政サービスは地方自らの責任で選択できる幅を拡大する」と、そういうふうなところも意義を見いだしているんですけれども、一方、全国知事会の地方分権の趣旨に沿つた三位一体の改革の推進に関する決議は、今回のことについては、単なる数字のつじつま合わせじゃないか、それに終始しているんじゃないか、そして全国知事会等が主張してきたものとは懸け離れた甚だ不十分なものと思つていただけない。かなり手厳しい評価というふうになつております。

これはもう大臣の耳にも入っているんだらうというふうに思いますけれども、なぜこのような評価になつてしまつたのか。このことの理由や背景を考えたときに一つ思うのが、確かに金額的にははば妥当な形で地方案と政府案というものは折り合つたというふうに思います。しかし、その中身が著しく違うんじゃないかな。つまり、税源移譲すべき補助金、国庫補助負担金の項目、百四十一項目ですか、地方は挙げたわけなんですけれども、これに対して政府は、地方案を真摯に受け止めたというふうな言うんですけれども、数がかなり少なかったように思うわけであります。

そうしたことを踏まえて、実際の地方が、自分たちの裁量、自由度を持つてこれからこういった行政サービスの移譲として余りにも少な過ぎたんじゃないかということが地方の厳しい評価につながっているというふうに思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は、今回のこの三位一体です、国と地方でそれぞれ評価が違つて

ないかと。それから、厳しい評価も耳に入っています。

これ、ちよつとまた、余り大ざっぱな議論をしてもいけないですけれども、私はいろいろ、それがどこに原因があるのかなというのを考えますと、結局、これ平成十四年度の決算ベースでございますが、国と地方を合わせた歳出規模は大体百五十兆なんですね。ところが、国と地方を合わせた要するに税収というのは八十兆しかないわけですね。結局、根本の問題はそこところに私はあるんだらうと思います。そこで、やっぱりお互いに過大な期待を抱いてもなかなか解決できないというのがやっぱり私は根本のところにはあるんだらうと思います。

それで、要するにこの問題を根本的、この問題の道筋を付けていきたいと思います、やっぱり大きな意味でのお互いの満足と納得にはなかなかいかない。その中で、どっちの負担が多いとかいうことを押し付け合つたつて、私は限界があると思うんです。そういうものを更に超えて言えば、確かに委員がおつしやつたように、百四十八件の中でできたのは四十一件しかなかったじゃないかというか、四十一件までできたというか、見方は違ふと思いますが。

やつてみましてですね、私つくづく感じましたのは、もう一つは、総論としてはです、総論としては、例えば補助金の移譲なんかにしても、地方のやるべきものは何か、国のやるべきものは何かという議論は、総論としてはありました。しかし、具体論になりますと、なかなか議論が詰まっていない。

典型的なのは私は義務教育の国庫補助負担金の在り方だと思ひます。要するに、一方でいえば、教員のその給与の半分だけ、今までだんだん譲り渡してきて、半分だけ持つことが本当に国の責任を担うことになるのかという議論があれば、いや、だから、要するに教員の給料であらうと全部国が持つべきなんだという議論も一方ではございますね。それで、他方はやっぱり、そのぐらい

は地方を信頼して、地方だつてそんな教育の、図書費のよく多い少ないなんて言いますけれども、教育費をめぐつたために切り刻むような知事さんや町長さんがそうそう選挙でいつまでも勝ち続けるとも思えないですね。そういう辺りの、国が果たすべきものは何で、地方が果たすべきものは何かつてやつてみたら、まだまだ議論は煮詰まつてなかつたというところだらうと思います。

それで、特に例えば災害関係なんかは、ちょうど台風が起つて、あの後と前では全然議論が私は違つたと思うんですね。ですから、今後まだ三位一体、特に義務教育の問題であるとか、あるいは、特にこれから論争が予定、議論を詰めていかなきゃならないのは生活保護の問題とかあるわけでありましてけれども、相当その、まだそもそも、とにかくやろうというところでやつたんですが、そういうこともそもそもの論も相当詰ません、お互い納得いくものになかなかならないんだらうと思います。

相当難しいですが、胸突き八丁ですが、何とかその良い答えを見いださなきゃならないんじゃないかと思つております。

○広田一君 その問題意識は私も本当に全くそのとおりだというふうに思ひます。

いみじくも義務教育の国庫補助負担金の話をされたんですけれども、まさしく、あれは金額的に大きかつたから非常に注目をされたんですが、一方で、百四十項目を超えるあのメニューにいたしましても、やはり地方それぞれの問題意識があつての提案であり、それについてのやつぱり十分な議論がないままに、四十項目強というところで決着をしたというところは一つの課題として残るんだらうというふうに思ひます。

さらに、いわゆる税源移譲を伴わないスリム化、これが十九年度までの、十八年度ですか、トータルを考えますと合計で九千億円に上るだらうというふうに、十六年から合わせて九千億に上るだらうというふうになると、これはかなり大きな額になります。それが税源移譲がなくスリム化をされ

る。ここについてもやつぱりいろんな議論、課題があるんじゃないかなというふうなことがありますので、やはりその国と地方の役割ということ、是非とも大臣の方もリーダーシップを発揮して取り組んでいっていただきたいというふうに思ひます。

そうした中で、冒頭、非常に国も地方も少ない税収の中で多大な、倍以上の行政サービス、歳出を行つていっているというふうな御指摘がございました。そういう中で、やっぱり地方との関係を考えていくという事は、これはどうしても避けられない課題だらうというふうに思ひます。

私自身は、政府が目指しますように、税源移譲の結果として地方交付税が減少することは、自治体の財政運営における責任と自由度の拡大という点では望ましいと思ひます。しかし、今、残念ながら人口も企業も少なく、地理的に厳しい大多數の自治体にとりましては、増収効果というのは限定的にならざるを得ません。例えて言えば、地方税収、今の倍になつても職員の給料も払えないというところが多々ある厳しい現実がございます。

そのため、やっぱり地方交付税制度という、この維持と制度上の改善というのは不可欠なわけでございますけれども、やはり今の地方交付税というものは、先ほども言いましたように地方になくしてはならないものなんです、一方で、地方固有の財源というふうな言いながら、地方のあざかり知らないところで何か人為的、意図的に、質の変更にとか量の増減といったものが決められているんじゃないかと。

小泉総理が一億円地方交付税減らすと言つたら減つてしまつて、また先ほどの十六年度の予算案に本当、突然一方的に二兆八千億も削減されてしまつたりとか、そして今回の三位一体の改革の全体像の取りまとめも、何かいろんな議論があつた末、何か十七年度、十八年度は地方交付税の総額は確保するとかいう、そういうふうな決着を見るにつけ、これ一体、地方交付税というのはやっぱり

り在り方を見直していかなくちゃいけないんじゃないかな。そうしたときに、地方交付税の持つ財源保障機能、これを経済財政諮問会議でも行く行く廃止するんだという議論があるんですけれども、しかし国が保障すべきナショナルミニマムというところ、これ密接な関係がある議論になると思ひます。

今、本当、人口減社会とか成熟社会と言われる中で、時代に合つたナショナルミニマムの在り方というものを議論して、先ほども何か国の形という議論がありましたけれども、まさしく国と地方を通じた、国の形に直結する私は議論だらうというふうな思ふわけでございますので、この地方交付税改革の具体的な視点、財源保障機能と併せて地方債と地方交付税との関係を考えた場合に、今の地方財政を非常に圧迫している一つの理由が、そして大臣が言うようにモラルハザードを起しているんじゃないかというふうに懸念される一つの理由が、地方債の元利償還金の交付税措置といったようなところがあつたというふうに思ひます。

こういったところも併せて、どのような方向性で見直していくのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 総務省の松本政務官も御答弁が、私と全く同じでは多分ないと思ひますが、御意見がおりだらうと思ひます。

それで、まず、財源保障機能はどうするんだという御議論がございました。それで、私はやつぱり地方財政のあるべき姿、さつき言つたような国、地方合わせて百五十兆使つていのに八十兆か税収がない中で、あるべき姿といつても相当遠い目標ではあるわけですが、これはやつぱり国もそうすけれども、要するにこういう公共福祉サービスをやるんだと、だからこういう負担をしてくださいと、やつぱりその自治体と住民の対話、こういうものが成立して、そういう中で負担と給付の関係を定めていくという、これは国もそうすけれども、やつぱりそういう姿がなきゃいけな

いんだろうと思うんですね。

それで、これに対して地方交付税ですが、私は、そうは言ったって財政力の違いがありますから、あくまでこの地方交付税の調整機能というものは、これはなくすわけにいかないだろうと思うんです。ただ、今おっしゃった財源保障機能ということになりますと、確かにナショナルミニマムは何なんだという視点が一方にございますが、他方、そうやって住民と、受益と負担の関係を厳しく問い詰めながらこれをやろうという観点からいいますと、足らなかつたら入れてあげるよというの、これはややもすると緩んじやうという要因でも私はあるんだと思います。

だから、こういう負担感なく行政サービスを拡大できる仕組みになつていけると、私はそこに問題があると思いますので、これはまあ将来的にはという、まだそれは相当遠い将来だろうと思いますが、廃止するということを私は考えるべきではないかと思つておりますが、少なくとも当面、やはりこの機能をだんだん小さくしていくように考えるべきではないかというふうに私は思つております。

それからもう一つ、地方債の元利償還金等についてどうするんだというお話がありましたけれども、これは当面、今までずっとその地方債の地方財政計画の財源の中に、いや経費の中にちゃんと、歳出項目の中にきちっとこの償還費を見込んできておりますから、従来ともに、従来からずっとこの償還財源は地財計画でマクロ上算定されているわけでございますから、これは今後とも基準財政需要に入れるということではないかと思つておりますが、この辺、またどういうふうに総務省の方でお考えなのかというところはございます。

○大臣政務官(松本純君) お答えします。

まず、中期的には地方団体の交付税に対する予見可能性を高めることが重要と考えておりまして、そのために、総務省といたしましては次のように考えております。

一つ、行政サービスの水準と国民負担の在り方

を議論し、早期に国、地方を通じた財源不足解消にめどを付ける必要があると考えており、そのために中期的な地方財政の姿に関するビジョンを示すことを一つとしております。二つ目に、これに沿つて必要な交付税総額が確保されるよう法定率分をセツトし直すこと。三つ目に、国の関与の廃止に対応した交付税の算定方法の簡素化を行うことが必要と考えているところであります。これらにより、交付税総額やそれぞれの地方団体に對する配分額について予見可能性が高まることになり、交付税の本質に沿つた運用が可能になるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後抜本的な税制改革を含めて、行政サービスの水準と国民負担の在り方を議論する中で、中期的に法定率分等の見直しを検討していかなければならないと考えております。

そこで、地方交付税の財源保障機能についての御質問でございますが、我が国においては内政のほとんどを地方団体にゆだねつつ、多くの分野において国が法令基準の設定などを通じて全国的に一定の行政水準の確保を求める仕組みを取っております。

一方で、地域間には地理的条件や経済力格差に起因する大きな財源偏在があり、税収のみによつて地方団体がその責任を果たすことはできません。このため、地方団体が標準的な行政水準を維持するのに必要な財源を保障しつつ、地方団体間における財政力格差を調整する仕組みとして交付税制度が設けられているところであります。今後、このような制度は必要不可欠と考えております。

特に、三位一体の改革を進める間、昨年の十一月に政府・与党合意であります三位一体の改革の全体像にあるとおり、税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、公立保育所の一般財源化で見られるとおり、交付税によりこれを調整するなどの万全の措置を講ずる必要があり、交付税

の財源保障機能は一層重要性を増すものと考えております。

そして最後に、地方債の元利償還についてのお尋ねでございますが、毎年度の地方債の償還に必要な財源については、地方全体の償還に必要な総額を地方財政計画の策定を通じて確保することにより、地方団体の円滑な財政運営に支障のないように全力を尽くしてまいり所存でございます。あわせて、今後とも公共事業等の事業費補正について都道府県分を中心に適宜見直しを進めることとしております。

以上でございます。

○委員長(浅尾慶一郎君) 広田一君、時間が経過してしまいますので、簡潔にお願いします。

○広田一君 どうもありがとうございます。私自身も本当に一人小さな子供の父親でございますが、やはり将来のことを見たときにはどうしても次の世代にツケを回すわけにはいけないと思つてます。そうした意味で、国、地方を通じて財政再建、スリム化というのは大変重要なテーマだというふうに思います。

今日はほかにもいろんな質問をしたかったんですけども、今後ともこういった問題意識で議論していきたいと思つてますので、よろしくお願ひします。

どうもありがとうございます。

○大門実紀史君 お疲れさまです。

定率減税の縮小、廃止と景気の関係について伺います。

この問題はもう随分議論がされてまいりました。予算委員会でも毎日のように、私も議論させていただきまして、今日はいよいよと少し整理して伺いたいと思つてますが、政府の方は、定率減税の縮小、廃止をしても家計、景気が大丈夫だといふその根拠として、当初はちよつとアバウトなことをいろいろ言われていたんですが、例えば不良債権の処理が進んだからと、企業環境が良くなったからとか、それで企業利益が良くなったとか、あるいは失業率が改善しているとか、

九七年よりはましだとか、何ですかね、いろんなことを言われてまいりました。

ただ、要するにそういう状況的に良くなつても、家計との関係でいくと、やはり収入の問題、賃金の問題だといふふうにつながるかどうか。例えば失業率改善しても、細かく申し上げませんが、パートや非正規雇用がずっと増えているんで一人当たり賃金上がつていませんよと、こんな議論もいろいろしてきただけですけども、何となく家計が良くなつていくだろうといふふうなことがばかり言われているような気がいたしまして、この点では竹中大臣とは議論しておりますが、竹中大臣はさすがにいいなことは申されません。

要するに、やはり雇用者報酬に改善の兆しがあるから、来年、再来年プラスで見込んでいられる。だから、家計も良くなるということをはつきりと竹中大臣言われてきましたけれども、これについてもこの前予算委員会でも議論させていただきましたが、この間良くなつていっている根拠も、去年の十一月十二月の雇用者報酬がプラスになつていっていることを根拠にこれから良くなるとおっしゃつていられるのも、よく中身を見ると、去年の十一月十二月というのはあの十一月の特別給与が前年との関係で五割増しになつていけると、五割増しなんて数字、普通出てこない数字が出てきていると、それでプラスになつていられることは根拠にならないんじゃないかと、あるいは正社員がこの間ずっと減つてきたけれども、増え始めていっていることもおっしゃいましたけれども、その三倍の数で非正社員が増えていますよというふうな、そういう議論をしてきて、かなり詰まつた議論、詰めた議論をしてきているところですから、すなわち余り良くなるという根拠が、私も良くなつてほしいと思ふんですけども、今の時点で良くなるという根拠には乏しいんじゃないかといふふうなことがずっといろいろなこと議論してきたある到達点といえますか、そういうところにあると思ふんですけれども、谷垣大臣とはここまで詰めた話をしておりませんので、どういう御認識か伺いた

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、大門委員が今までなさつてきた議論を整理されておられましたんで伺つておりまして、結論は多分ちよつと大門委員と私は違うんだと思いますが、論点は正におつしやるのとおりではないかなというふうに思つております。

ですから、私は竹中さんよりちよつとラフに申し上げますが、大きな経済の、景気のトレンド自体は、企業業績も良くなつてきているし、それを支える構造的なものも不安はずつと減っているのと。ただやはり問題は、家計というか個人消費に、より今までの回復過程と見てもなかなかそこまでいりなかつたねというのは共通の心配事であつたというふうに私も思つております。

ただそれが、やはり失業率等もようやく少し回復の、単に一月回復というよりも趨勢的に見て回復の動向に入ってきたし、それから竹中大臣の引かれておりましたけれども、私も雇員者報酬が戻ってきたということがありますので、企業業績や何かが堅調だということを考えますと、その辺りはこれから戻ってくるという形ができていゝるんじゃないかというふうに思っております。

そういう中で更に申しますと、二ノト問題があるとかいろんなこともございますけれども、そこから回りも少し、例えばフリーターが多いではないかと、何というんでしょうか、雇用の質がそういう意味での問題であるというような御議論もあつたわけでありますけれども、その回りもそのフリーター等の伸びが少し弱くなってきて雇用の質が変わってきているんじゃないかというふうに私は思っております。ちよつと、大分粗っぽく申しますと、そういうことであります。

○大門実紀史君　じゃまた詰めた議論は竹中大臣
 としたいというふうに思います。

消費税のことをちよつと伺いますが、この間、二〇〇七年から消費税二けたという話が当たり前のことのように議論をされておりますけれども、私は、そんなことはこの状況から、二〇〇七年と

いったらもうすぐですけれども、可能なのかどうかと思います。もちろん我が党はいろんな財源論を、消費税に求めるべきじゃないという立場ですけれども、仮に将来消費税が必要だと思われている方でも、景気が悪くなったらやっぱり元も子もなくなる部分があるわけです。景気が悪くなつて税収も落ちますからね。だから、景気との関係は共通して消費税の場合はよく判断をしなきゃ、どういう立場の違いがあつても判断しなきゃいけないというふうに思いますが、その点で一言申し上げておくと、世界の事例見ますと増税によつて財政再建に成功した国はございません。必ず景気の回復の道筋の中で、もちろん増税をやつたりしていますけれども、増税によつてだけ財政再建に成功した国ありませんので、景気の回復の道筋の中で再建が成り立っていますので、それは申し上げておきたいと思いますが。

その上で、この間、政府の見解といえますか。いろいろな経済見通し等でこの定率減税の縮小、廃止のときにも言われておりますけれども、GDPの〇・五％以内の、つまり二・五兆円ぐらいですかね、単年度の国民負担がGDPの〇・五％以内なら今のトレンドでいくと景気は持ちこたえる。と。で、もう少し、内閣府なんかの見通しでいきますと、潜在成長率今一・七か八ぐらいだと、二％行かないと思いますけれども、潜在成長率を超えるような負担を掛けると九七年の二の舞になる可

能性があると。これは政府の方も言われているわけですね。これを政府の一つのメルクマールといいますと、例えば二〇〇七年から二けた増税、消費税やるとすると、これは十兆円を超える規模になると思います。つまり、先ほど言われた政府のメルクマール、単年度で〇・五%をはるかに超えるし、潜在成長率そのものと匹敵する負担増になると思います。

こういう点で、いろいろ議論されていますけれども、二〇〇七年からの二けた増税というのは政府の、何といいますか、今のマクロ経済の判断と合わない。そうすると、そこまでやると景気が悪

くなるという判断をされているが、二〇〇七年から二けた増税という、当たり前かのように財務省・一生懸命今やられていますけれども、これはちよつと矛盾しているんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) いや、それは大門さん
当たり前のように二けた増税とおっしゃいますけ
れども、まだそう決めたわけのものではありません
で、私どもが言っておりますこと、あるいはやつ

ておりますこともまだブレイクストミシングというところとつまずきやか過ぎるかもしれないけれども、要するに、これから本当に必要な、特に社会保障に関して本当に必要な公共サービスの水準というのは何なんだろうという問題とよく連動させ、整理させながら、じゃそれを支える負担というのは何なんだろうというのを議論していこうというのを今やり始めているわけでありまして、もちろん私自身は、個人的な考え方としては、それをやっていけば公平にあまねく負担していた

だくという意味では消費税というものを中心に置いて考えざるを得ないだろうと思っておりますけれども、ただ、それを入れるときという状況で入れるのかというようなことは、今、大門さんがおっしゃったような景気判断もよくよくしていかなければ、何にもそんなことしないで行け行けどんどんというわけにはいかないのは当然のことだろうと思います。

○大門実紀史君　私は、竹中さんと、竹中大臣と何度も議論しているんですけども、こういうことじゃないかなと。要するに、単年度の景気への負担がGDPの〇・五%以内ならというのは、これは内閣府の一つの数字でございます。政府の数字でございまして、そうすると、消費税をひよつとしたら段階的に上げていく、政府のメルクマールであるGDP〇・五を超えない、段階的に上げていくということを実際には当局は考えておられるんじゃないかと。そうでないと、見通しとつじつま合わないじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君)　まだ考えていないんでちよつと御答弁のしようがないんですけれども、そういうアイテアもあるのかと思つて聞かせていただきます。

○大門美紀史君 誤解のないように、私がアイデアを提案したわけではございません。当局の方はそういうシミュレーションをしているとしか思えないような発言だと思いますが、もしよかつたら当局の方。

○政府参考人 福田進君 お答え申し上げますけれども、税制、税財源が必要なときにどれだけの所要額が必要か、つまりどれだけの歳出が必要か、それに対してどういうふうに入入を調達するのか。その一つとして税制があり、その税制の中でも主なものとして、今大臣から御答弁がございまして、消費税が有力な候補者になっている、こういうことであろうかと思いますが、その先どういうふうにしてやるかというのは前提条件によって大きく異なりますので、どういうふうに、いろんなケース、もちろんシミュレーションやりますけれども、これでやるというようなことは現段階では決まっているわけでも何でもございませ

○大門実紀史君 私は税金取るべきところはほかにもあると思うんです。もちろん、いつも議論している大企業から取るか庶民から取るかという話は今日はちよつとおいでいて、もつと取るべきところがあるというお話をしたいと思います。

外資系の、今、リーマン・ブラザーズとか、いろんなことが出ておりますけれども、外資の問題、私、ずっと取り上げてまいりました。特にこの間、非常に目立つわけですが、私は別に鎖国政策を取るべきだと言っているわけではございません。外資入れるとか、そんなこと言っているわけじゃなくて、外資であらうと、日本で取引、商売するならばちゃんとルールを守るべきだと、こういう立場ですつと言ってきたわけですね。グローバル化の中ですから、外資がいろいろ入ってくるのは、それはもう仕方ないことだといふ

うに思います。

一口に外資と言っても、二つ、種類といえますか、あるかなど。例えば、実体経済に直接投資をしていく、こういう外資の動き方があります。もう一つは、ただ投機マネーで入ってくる、この外資の動きもございいます。よく外資に課税をする

と逃げてしまふ、投資が減るといふふうな、特に経済産業省辺りからの話があります。私が言っているのは投機マネーの方ですね。これは元々逃げ回っているわけですから、あっちこっちを。これ、いいときだけ来るわけですからね。これの話をしていくわけで、課税したら逃げるということではない、その部分のお話をしたいと思います。

それでもう一つは、今の、どれだけの税金が動いているかということなんですけれども、世界の貿易額というのは一年間で約七兆億ドルですね。大臣にお渡ししました私は本出ししましたけれども、そのときに調べましたけれども、一年で約七兆億ドルです。ところが、このマネーの動きというのは一日で一兆億ドル。つまり、世界の貿易取引、一年間掛かるお金を一週間で動かしている。すごいお金が動いているわけですね。この中に膨大なさつき言った投機マネーがあるわけでございます。

今、国際課税の問題がやっと日程に上ってきたところでございまして、こういう逃げ回って、逃げ回りながらもうけている、このお金は世界の国々がみんなで税金掛けようといえいいわけですね。トーピン税という発想もございましてけれども、みんなで掛ければ逃げられないというのがこの世界でございまして。

リップルウッドの問題を一つ申し上げますと、この問題は我が党の赤旗の経済の取材チームが突き止めたけれども、リップルウッドというのは、御存じのとおり、長銀をわずか十億円でLTCB・パートナーズですかね、買って、新生銀行にしたわけだけれども、新生銀行株を、去年の十二月に今度国際課税がされるという動きになってきたというんで、事実上、パートナーズを解散

して海外投資家に分散をして、幾ら売っても課税されない仕組みを作って、約こちらの調べでは三千億円の利益を上げております。もうそういう課税の動きになってきたからということもあって、そういう逃げたわけですからね。

こういうことも起きておりますし、今ライブドアの問題でリーマン・ブラザーズの動きも派手になっておりますけれども、この国際課税について今日は基本的なところを教えてくださいなという意味で質問をさせていただきまして、私もそういう投機マネーが税金を逃れている、課税を逃れている仕組みというのを、どんなものがあるか、ちよつと幾つか教えてくださいな。

○政府参考人(村上喜堂君) お答えいたします。近年、経済の国際化の進展に伴いまして、税負担を不当に回避するような国際的な租税回避行為が多々見られるようになっておりますが、これらはかなりの程度オーダーメイドになっておりますので、いろいろケースがあるかと思ひます。

一つのよく見られるケースは、不良債権ビジネスの収益につきまして匿名組合等を利用して我が国での課税を逃れているようなケースもございいます。また、タックスヘイブンにある関係会社に利益を付け替える、日本にある、本来なら日本に申告すべき利益を海外に付け替えるといった事例もございいます。あるいは、租税条約を不正に利用いたしまして、条約相手国にペーパーカンパニーを設立し、我が国での課税を逃れるケースもございいます。それから、必ずしも国際課税ではないんですが、リース取引等を利用して、リース取引を組合事業として行いまして、投資家に損失を分配するようなケース、こういったケースが見られるところでございまして。

○大門実紀史君 今回の法改正で国際課税に踏み込まれたのは一歩前進と、この部分は評価しておりますけれども、外資系の投資ファンドなどが課税逃れをしたり申告しなかったり、こういうところにメスが入ったということなんです。問題は、そういう海外の投機マネー、投資ファンドとか投

資家とか、そういう組合形式、いろいろありますけれども、こういうところが、日本において恒久的施設があるかどうかで課税のメルクマールになるという一つの物差しでございます。この恒久的施設の設定が甘くなつていないかどうかという点があると思ひますが、それはどのようにお考えですか。

○政府参考人(村上喜堂君) 恒久施設、パーマネントエスタブリッシュメントと申しますが、この規定は基本的にOECDの条約で決められておりますので、国際的な共通なルールで運用されていると思ひます。特に我が国において甘くなつていないということはないと思ひますが。

○大門実紀史君 いや、私が言っているのは、甘いかどうかではなくて、まず基本的な話ですけれどもね。

申し上げました、例えば言いますが、あのリーマン・ブラザーズというのは、リーマン・ブラザーズ・ジャパンというのは東京支店で桂木さんいらつしやいますが、あのリーマン・ブラザーズ・ジャパンというのはケイマンにありますね。ケイマンにあるんですね。で、東京支店というのがあります。本拠地はジャパンでいけばケイマンですね。みんな租税回避のためにケイマンに本拠地を置くわけですが、こういう場合はどうなりましか。支店は、支店だけ、いかにジャパンだから東京支店に、六本木にあるような、みんな思っているかも知れませんが、あれはケイマンにあるんですね。この場合はどうなりましか。どちらが恒久的施設とみなしますか。

○政府参考人(福田進君) 個別のことはともかくといたしまして、支店が我が国にあれば、いわゆる先生おつしやいましたPE、パーマネントエスタブリッシュメントに該当いたします。

○大門実紀史君 ありがとうございます。来週この問題で集中審議があると思ひますので、その個別の話はそこでもたひたい。

もう一つは、外資系の投資ファンドというのは組合形式を取っている場合が多いわけですね。そ

の業務執行組合員をケイマン諸島などのいわゆるタックスヘイブンのところに置いて、日本にはアドバイザーという形で、それがさつき言った支店形式を取つたり、いろいろ複雑でやこしいんですけれども、アドバイザーという者を置いて課税逃れをしているケースというのがあります。こういう場合は、いわゆるアドバイザーを置いてあるという形なんかはどういうふうに判断されますか。

○政府参考人(福田進君) 当該事案において、アドバイザーと称されている者、今おつしやつた者がどのような役割、位置付けを持っているのかというところで個別の判断がなされるというふうに認識しております。

○大門実紀史君 役割で、実態で判断するというところでよろしいでしょうか。――ありがとうございます。

こういう租税回避がいろいろ行われておりまして、ある学者の方の試算によりますと、こういう投機マネーが日本だけでも何百兆、年間にしますと、出たり入つたりですけれども、動く。これに課税すれば十五兆円の収入になるという試算も一つあります。それぐらい大きな規模のお金が動いていて、租税回避がされているというのが今の実態でございまして。

最後に大臣に伺ひますけれども、こういう租税回避行為ですね、こういうものに対してこれから財務省として、今回も法案出されておりますけれども、これからどういうふうに対処をされていくか、決意をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、大門さんから国際的な経済活動が複雑化、多様化する中で、やつぱり税制面の、何というんでしょうか、一種の穴と申しますかね、そういう問題を指摘していただきましたけれども、これは税制面でもこういう国際的な経済活動の実態に即した見直しを随時行つていかなければいけないだろうと思ひます。そうして、そういう租税回避行為を防ぐということが大事ではないかと思ひます。

平成十七年度の税制改正では、いわゆる航空機リース等への投資を組合形態で行って租税回避行動をしていくというような例がありますが、こういう投資に参加する投資家への損失を分配して、そこを何かやむやみにしゃやうわけですね。それを厳しく制限する措置を今度の改正で講ずると。それから、非居住者が組合を通じて日本企業の株式の大口の譲渡を行った場合に事実上課税を免れてしまうという問題があったわけですから、これに対応して、課税要件の判定で組合を一体としてとらえる措置を講ずるといったような措置を講じて穴をふさいでいこうということを今度考えております。

それから、執行面でも、国際的な租税回避行為に対しては国税の組織の総力を挙げてきちつとやっていくと、厳正な態度で臨むと。それから、税務調査を通じて適正公平な課税の実現を図っていくということを更に徹底していかなきゃいけないと思っております。

制度、執行の両面で連携を図りながら、租税回避行為の防止、適切な課税の実現と、努めていきたいと思っております。

○糸数慶子君 私、名護市辺野古沖でのボーリング調査について伺います。

名護市辺野古沖の海上基地建設に向けたボーリング調査ですが、現在、名護市辺野古沖のその海域では那覇防衛施設局の作業船や海上保安庁の船、ヘリ基地反対の市民や住民のボートや漁船、それからグリーンピースの船など、合わせて三十隻近い船がひしめき合っており、緊張状態が続いています。

それというのも、施設局が、三月の十五日の夜中、そして十六日の未明にかけて、大型の足場の設置作業に取り掛かったからです。海底に穴を掘るための大型の足場、スパット台船一基が夜間に中城湾港から運ばれて、朝の六時三十分から作業が始められました。

実は、この海域にはジュゴンが生息していることから、施設局が沖縄県に提出したボーリング調

査の作業計画の中にはジュゴンへの配慮事項が盛り込まれています。それによりますと、ジュゴンへのその配慮事項、作業時間は一日、まあこれは日の出の一時間後からそれから日没の一時間前まで、夜間の作業は行わないということになっておりますが、今回の設置作業は明らかにその事項に違反しています。

そこでお伺いいたしますが、防衛施設庁はこの那覇防衛施設局の今回の作業について承知していますか。

○政府参考人(河野孝義君) お答えいたします。

普天間飛行場代替施設のボーリング調査における御指摘の足場作業、設置作業につきましては、以下のとおり那覇防衛施設局から報告を受けております。

今先生御指摘のように、三月十六日早朝、午前五時ごろでございますけれども、船舶で曳航されたボーリング足場、スパット台船が現場海域付近に到着しております。スパット台船の設置作業は午前七時ごろから開始したところでございます。

御指摘の作業計画では、ジュゴンの配慮方策として、ボーリング作業の時間は、一般にジュゴンが夜間に浅瀬の海草藻場を採餌し、昼間はやや深い海域に戻ると言われていることを踏まえ、日の出一時間程度後から日没一時間程度前までの間で設置する旨、記載しているところでございます。

作業計画に言うボーリング作業の時間とは、特に音の影響を考慮しまして、ボーリング機材を用いて実際に掘削する作業を行う時間を念頭に置いたものでありまして、それ以外の作業の時間を含まないのであります。したがって、今回のスパット台船の曳航や設置に係る作業が作業計画の問題であるとは認識しておりません。

○糸数慶子君 今、その作業時間をしっかり守っているから別にジュゴンには影響がないというふうな答弁に聞こえましたけれども、実際にはその海域にジュゴンが生息しておりますし、ジュゴ

ンのはみ跡なども出ているところから、やはりこれはかなりジュゴンの生息には影響があると思うわけです。

ですから、今回、スパット台船の設置作業は施設局が沖縄県に提出したこの作業計画に反していると考えられるわけですが、この作業計画書の作成の際に環境省が助言をしたと言っておりますが、環境省、このことに対してどう判断されますでしょうか。

○政府参考人(桜井康好君) 環境省では、平成十五年九月に防衛施設庁に対して、現地技術調査の実施に当たりましては可能な限り環境への影響が少ない調査の方法を選定すべきであるという助言を行ってきたところでございます。具体的には、ボーリング調査地点の選定、あるいは調査手順、作業方法などにつきまして、ジュゴンや藻場、サンゴ等への影響をできるだけ少なくするよう配慮することなどを助言したところでございます。

先ほど防衛施設庁から答弁ございましたように、防衛施設庁におきましては、環境省からの助言を踏まえて、作業計画あるいは環境配慮事項を作成して、これらに沿って作業が行われていると理解をしているところでございます。

いずれにいたしましても、ボーリング調査などの実施に当たって、防衛施設庁におきましてジュゴンなどへの影響に最大限配慮しながら適切に作業を進めていただきたいと考えているところでございます。

○糸数慶子君 今、防衛施設局と環境省の立場、大変違うわけで、指導したとおりに実際に行っていないという現実ではないかというふうに思っています。

昨年の十二月の二十七日にボーリング調査に反対する市民やそれから近海海域の漁業者らが、沖縄県内六十八人の方々が、この自然環境が破壊されているということで、国を相手にボーリング調査の差止めを訴える裁判を起こしております。

この訴訟の目的と意義について次のように述べて

います。ボーリング調査そのものが辺野古海上基地建設の一環をなし、その新基地は県民への新たな基地負担を押し付けること、そして奇跡的に残る豊かな自然環境に壊滅的な破壊をもたらすこと、これを何としても止めることが訴訟の目的であると。県民の八〇％が反対している世論の中で、国はあえてそれを無視してこの調査を強行しておりますが、この無謀な政策と不当性を裁判で明らかにしていく。巨大な基地建設は沖縄の基地の固定化につながり、県民の願いに全く反すると述べています。

環境保護の主張からいいたしても、今始めているボーリング調査ですらサンゴの破壊が進んでおりまして、専門家からの警告が現実化し、危険が、危機的な状況はどんどん進んでいるわけです。今止めないと回復不可能になってしまい、法的な歯止めとの必要性は極めて差し迫っていると。ボーリング調査のこの作業を今すぐ中止すべきだと訴えています。施設局はこの裁判についてどう受け止めていますが、お伺いいたします。

○政府参考人(河野孝義君) お答えいたします。

ボーリング調査は普天間飛行場の移設・返還に向けた必要不可欠な調査でございます。当庁としては、より多くの方々の理解を得られるよう、ボーリング調査の具体的な内容、環境配慮方策を盛り込んだ作業計画などにつきまして、名護市議会議員や地元行政区の方々に説明する機会を開催するなど、事業者として必要な手順を踏んでいると認識しております。このような状況において差止め訴訟が提起されたことは誠に残念なことだと思っております。

いずれにしても、今後とも、より多くの方々の理解が得られるよう不断に努力するとともに、自然環境に十分配慮しつつ、安全対策に万全を期して、円滑にボーリングが実施できるように努めてまいりたいと思っております。

○糸数慶子君 実は、去年の十二月の八日ですが、琉球朝日放送は、「足場で傷ついたサンゴ」と題して、ボーリング調査のために設置された船がサ

○糸数慶子 君 防衛施設局は、沖縄県が施設局に対して求めた調査実施の際の環境配慮事項において、ジュゴン、藻場、サンゴへの影響を回避、軽

減するとしています。しかしながら、環境影響評価書は事業内容についての記述が十分でなく、調査・予測・評価手法が論理的に関連していないなど、方法書の核心部分が欠落しているのではないのでしょうか。また、縦覧の仕方が、沖縄本島内のみで実施されたにすぎず、排他的であるなど大きな問題を含んでいます。

このような方法書は、環境アセスメントの形骸化を進めるものであり、これらの問題点が解決されないままボーリング調査を実施することの根拠、正当性についてどのように考えていますか。施設庁の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(河野孝義君) お答えいたします。

環境影響評価は、事業の内容を決めるに当たって、その実施が環境に及ぼす影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げることを目的とした制度でございます。

代替施設建設に係る方法書につきましては、環境影響評価の一連の手続の中で、地方公共団体や一般の方々の意見を環境影響評価の方法に柔軟に取り入れるために、事業計画の早い段階で作成されたものでございます。現時点で決定していない事項については記載しておりませんが、事業内容のうち既に決定している事項はできる限り記載し、また、影響評価項目につきましては、事業の特性や地域の特性を考慮し、適切に記載したところでございます。

代替施設の環境影響評価につきましては、方法書に対して提出された沖縄県知事や一般の方々の意見を踏まえ、最終的な環境影響評価の方法としてまいいる考えでございます。現在、方法書に記載していない事項につきましては、環境影響評価を行うために必要な事項は、準備書の段階までには明らかにする等、適切に手続を進めてまいる所存でございます。

○糸数慶子君 辺野古のサンゴ礁においては、二〇〇三年に日本初の記録となる貝が七種類発見さ

れ、改めて辺野古海域の貝類の多様性が明らかになりました。

また、二〇〇四年には自然保護団体により、ボーリング調査地点ナンバー一から十一周辺においてジュゴンのはみ跡が確認されています。那覇防衛施設局の事前調査においては、当該地域は海草なしという調査結果だったにもかかわらず、このようなジュゴンのはみ跡が確認されたということは、ジュゴンがこの海域を利用していると考えられるわけですね。

調査結果の食い違いからも明らかになるように、事業を所轄する省庁単独の調査ではなく、客観性が確保できる第三者による調査が必要だと思いますが、施設庁、いかがでしょうか。

○政府参考人(河野孝義君) お答えいたします。

まず、事実関係でございますけれども、普天間飛行場代替施設のボーリング調査箇所につきましては、海草藻場などへの影響を回避、低減するために潜水調査により海底状況を事前に確認した上で選定しております。平成十六年九月から開始した現地作業では、ボーリング足場を設置する前に再度潜水調査により海底環境の変化の有無を確認した後に、リーフラインの海草藻場でジュゴンのみ跡の有無を確認しております。

ボーリング調査箇所の潜水調査や海底状況などの確認に当たっては、海草藻場など海底の自然環境の知識を持ったダイバーにより実施をしており、また潜水調査や確認の結果については、那覇防衛施設局のホームページ等でボーリング調査箇所やその周辺の海底状況を撮影した写真とともに公表しております。

このように、当庁が実施した調査等については、できる限り客観性が確保されるよう努めているところでございます。したがって、お尋ねのような第三者による調査を実施する考えはありませんが、引き続き、ボーリング調査に当たっては、調査箇所周辺の海底状況を十分に確認するなど自然環境に配慮しつつ実施する所存でございます。

○糸数慶子君 今、防衛施設庁と、それと環境省

との調査の結果の食い違い。先ほど指摘いたしましたように、実際に防衛施設庁からの出された調査書の中には貝類の、新しい貝類の想起などもありませんでした。それから、先ほど申し上げましたジュゴンのことに関しまして、やはりはみ跡に対する見解も食い違っているところもありました。そういう意味で、是非とも複数省庁と調査をしていただきたいということを要望いたします。

二〇〇四年の十一月にタイのバンコクで開催されました国際自然保護連合、IUCNでは日本のジュゴンやノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全勧告が多数決で採択されました。この勧告に対する政府の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(神余隆博君) お答え申し上げます。

二〇〇四年十一月のバンコクにおけるIUCN第三回世界自然保護会議では、普天間飛行場代替施設の建設予定地域におけるジュゴン、米軍ヘリ着陸帯移設事業予定地におけるノグチゲラ及びヤンバルクイナを保護するために建設計画の中止の可能性の検討を含む環境アセスメントを行うことなどを日本政府に求める内容の勧告がそれぞれ採択されております。

一方、政府としては、これら三種の保全のため、これまで様々な調査研究や対策を行い、また、これら施設の建設に当たっては自然環境に著しい影響を及ぼすことのないように最大限の努力を行うとの方針を既に決定し、環境アセスメントの手続に着手しているところであります。

このような政府の方針を踏まえまして、昨年のIUCNの会議の期間中、外務省は環境省とともに勧告案の内容について関係者と協議を行いました。調整が整わなかったために勧告の採択に当たっては棄権をしたものであります。本件勧告の中に我が方政府のとなってきた措置や考え方が反映されていなかったのは残念でありました。

日本政府としては、今後とも、これら施設の建設に当たっては、自然環境に著しい影響を及ぼすことのないように最大限の努力を行う所存であります。

ます。

○糸数慶子君 今回のその勧告に従って日本政府は直ちに辺野古海域におけるボーリング調査を中止し、ボーリング調査と、それからゼロオプションの検討を環境アセスメントに含めるべきであるというふうに思います。先ほど紹介いたしましたジュゴンやノグチゲラ、ヤンバルクイナの保護区の設定とそれから保護計画について具体的に組みむべきであるというふうに思います。

自然保護や環境保全の分野で日本が世界的な貢献をしていくためには、まずこの勧告を実現し、国際社会の中で義務を果たして信頼できる国としての評価を得る必要があるのではないかと思います。

最後に、政府の重要閣僚として谷垣財務大臣にお伺いいたします。

米軍再編の中で、二月十九日の日米安全保障委員会、2プラス2以来、普天間飛行場の閉鎖と、辺野古沖への代替施設建設というSACO合意について見直しの声が日米両政府の高官から出てきておりますが、谷垣財務大臣の現時点での見解をお伺いいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 普天間飛行場等の取扱いについては、在日米軍の兵力構成の見直しという議論に関連して、これはいろんな考え方があるんだらうと思うんですね。それで、今後この在日米軍の編成については、その抑止力維持あるいは沖縄、地元の負担軽減という観点から、日米間であらゆる可能性について集中的に協議されることになっておりますので、現時点で何ら決まっているというのではないと思っております。

そして、SACOの最終報告については、この間の2プラス2のコミニケでも触れられているわけですが、現時点で政府としてはどう考えているかとお答えを求められますと、これを着実に実施することが必要と、こういうふうにお答えさせていただきます。

○糸数慶子君 この2プラス2でも、やはり普天間基地のその移設先として名護市辺野古以外も検討しているというその状況が発表されております

し、やはりこれは、今、普天間の代替施設につきましては、現在のこの辺野古辺りでの調査費、平成十五年度で十六億円、平成十六年度で十九億円の調査費が付き、平成十七年度予算でも二十七億円が計上されているわけです。しかし、こういう見直しの計画もあるという状況の中で、これだけの予算を使って本当にこういうジゴンの住んでいる海域を今のような環境破壊を続けながら継続していくのが、SACOの合意に沿って着々と計画を進めていることなのかということを考えますと、大変大きな疑問がございます。

今、私の手元にこのジゴンの写真がございます。(資料提示)是非、これ皆さん見ていただきたいと思いますが、実はこの写真は、三月の七日にグリーンピースが沖縄にやってきたときに、佐敷町に住んでいらつしやる仲里さんというパラグライダーのショップを経営している方が、実際にこのパラグライダーに乗りまして、飛び立つて名護市の辺野古の海域で調査した、こういう写真です。

こういう、私たち、昔はジゴンのことをよく人魚に例えられていたということで、オーストラリアから今、北限が沖縄の辺野古海域というふうになっておりますけれども、こういう正に日本の天然記念物にも指定されているようなジゴンの生息するこの海を本当に守っていただきたい。ジゴンは声こそ出しませんけれども、恐らくこれから先もこの辺野古の海を埋め立てないでほしいと、そういうふう願って回遊をしているというふうに思います。

やはり私は、これからは非とも多くの委員の皆さんに、沖縄のすばらしい自然の海域である辺野古、これは沖縄だけの財産でもありません、世界のすばらしい財産の一つになるこの海を、戦争のための基地を造るものではなくて、本当に持続可能な環境を守っていくという、これがもし国が観光立国を標榜して、世界に本当にこの観光を、外国からも多くの方々に来てほしいという、そういう思いを持つのであれば、このすばらしい海を埋める前に国として取るべき対応はほかにもあるの

ではないかということをお訴えまして、ちよつと予定の時間に二分ほどお時間があるようですが、先ほどはちよつとオーバーいたしましたので、これで終わりたいと思います。

○委員長(浅尾慶一郎君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回は来る二十二日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四分散会

〔参照〕

平成十七年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算、入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算に関する説明

第百六十二回国会(常会)

平成十七年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、八十二兆千八百二十九億千八百万円でありまして、これを前年度当初予算額に比較いたしますと、七百十九億九千三百萬円の増加となっております。

以下、歳入予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙収入は、四十四兆七千億円であります。これを前年度当初予算額に比較いたしますと、二兆二千六百億円の増加となっております。

この予算額は、現行法による租税及び印紙収入見込額四十四兆五千二百七十億円の、平成十七年度の税制改正による増収見込額千七百十億円を加え、所得譲与税による譲与額の追加に伴う減収見込額六千九百十億円を差し引いたものであります。

次に、各税目別に主なものをお説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、定率減税の縮減等による増収額を見込み、所得譲与税による譲与額の追加に伴う減収見込額を差し引いた上で、十三兆千六百四十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、教育訓練費が増加した場合の特別税額控除制度の創設等による減収額を見込んだ上で、十一兆五千三百三十億円を計上いたしました。

消費税につきましては、十兆千六百四十億円を計上いたしました。

以上申し上げました税目のほか、相続税一兆二千四百五十億円、酒税一兆六千二百五十億円、たばこ税八千六百二十億円、揮発油税二兆千七百三十億円、印紙収入一兆千四百四十億円、及びその他の各税目を加え、租税及印紙収入の合計額は、四十四兆七千億円であります。

第二に、その他収入は、三兆七千八百五十九億千八百万円でありまして、これを前年度当初予算額に比較いたしますと、百十九億九千三百萬円の増加となっております。

このうち主なもの、日本銀行納付金三千三百五十二億円、日本中央競馬会納付金二千九百九十三億二千二百万円、特別会計受入金一兆八千四百二十六億九千八百万円、改革推進公共投資事業償還金等特別会計受入金三千六百八十九億二千六百万円等であります。

最後に、公債金は、三十四兆三千九百億円でありまして、これを前年度当初予算額に比較いたしますと、二兆二千億円の減少となっております。

この公債金のうち、六兆千八百億円は、建設公債の発行によることとし、残金の二十八兆二千二百億円は、特別公債の発行によることとしてしております。

なお、特別公債の発行につきましては、別途、「平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」を提出し、御審議をお願いいたしております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、二十兆

千二百二十四億三千八百万円でありまして、これを前年度当初予算額に比較いたしますと、八千九百九十三億八百万円の増加となっております。

これは、国債費が八千七百三十五億九千四百万円増加しましたが、他方、産業投資特別会計へ繰入が二百七十七億四千六百万円、政府出資が百二十二億円減少したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、産業投資特別会計へ繰入につきましては、七百十億三千二百万円を計上いたしておりますが、この経費は、無利子貸付け等の財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」に基づく産業投資特別会計への繰入れに必要なものであります。

第二に、国債費につきましては、十八兆四千四百二十一億七千四百万円を計上いたしておりますが、この経費は、一般会計の負担に属する国債及び借入金償還及び利子等の支払並びにこれらの事務の取扱いに必要な経費の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

第三に、政府出資につきましては、中小企業金融公庫等二機関に対し、一般会計から出資するため必要な経費として、二千二百二十四億円を計上いたしておりますが、その内訳は、中小企業金融公庫三百八十億円、国際協力銀行千七百四十四億円であります。

第四に、経済協力費につきましては、二百九十四億四千七百万円を計上いたしておりますが、この経費は、国際開発金融機関を通じて供与する開発途上国に対する経済協力等に必要のものであります。

最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、三千五百億円を計上いたしております。

次に、当省所管の特別会計のうち主な会計につきまして、その歳入歳出予算の概要を御説明申し上げます。

まず、国債整理基金特別会計におきましては、歳入二百二十一兆七千二百一十一億千三百万円、歳出百九十一兆七千二百一十一億千三百万円、差引き三十兆円の歳入超過となっております。

このほか、財政融資資金、外国為替資金、産業投資、地震再保険及び特定国有財産整備の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、国民生活金融公庫におきましては、収入千九百七十八億四千二百万円、支出千四百四十一億九千二百万円、差引き五百三十六億五千百万円の収入超過となっております。

このほか、日本政策投資銀行及び国際協力銀行の各政府関係機関の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

平成十七年三月三十一日印刷

平成十七年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F